平成4年6月5日 第3種郵便物認可(毎月1回25日発行) 平成20年3月11日発行 KTK 増刊通巻第2940号



しがなれれん



編集/滋賀県難病連絡協議会

版画「古典漆喰シーサー」のこと

昨年11月、沖縄に飛んだ。ある俳句の会が組んだ句会ツアーに便乗させてもらったのである。私はその俳句の会の会員ではないし、句作は月に数句思い出したように詠む程度。句会参加の経験は、三井寺の原爆忌句会に2回参加しただけであるが、なんとなく俳句の人達はやさしい、といった思いがあったからである。

私はパーキンソン病に罹っている上、前立腺肥大症の為早晩手術が必要で、遠方への一人旅は危険の要素をともなっていた。

思いかえすと、祈りの旅は広島にはじまり、焼津で久保山さんの遺品に接し、東京の第五福竜丸と東京大空襲戦炎資料館を訪ねた。そして昨年は長崎。原爆忌句会では長崎の句を詠んだ。

長崎の爆心地ゆれ彼岸花

如己堂に博士の姿重い夏

そして次の目的地は当然ながら沖縄となるのであるが、単独行には自信がなかった。

祈りに加えて沖縄行の目的には、「シーサー」との出合いである。私の一人旅は版画製作の為のスケッチで、山行が主であった。その道中の村里の社で、よく狛犬に出合った。それらは村の石工が、体力・知力と感性を尽くして制作したものであろう。さまざまな表現があり、なかには九尾の狛犬に出合った事もあった。いつかそれらをスケッチするようになった。ある機会に、モンゴルの狛犬の写真を手に入れた。国外にも狛犬がいる。考えてみればスフィンクスもその類ではないか。長崎の教会の入口の左右にも、狛犬の様な石像があった。こんなことがからみ合って、「シーサー」との出合いが、もうひとつの目的となっていたのである。

「シーサー」の語源は「獅子」であり、魔除けである。中国から伝わり、中国から朝鮮を経て本土に伝わったものが狛犬(「狛」は「高麗」からきたもの)であるという。

妻と沖縄行を話し合った事もあるが、体力的に無理で実現しなかった。妻は7年前にパーキンソン病に伴う合併症で永眠した。パーキンソン病では私の先輩である。俳句もそうである。妻は俳句と自分史の前半の原稿を残していた。私はそれをまとめて「人生の茜色を求めて」(200頁)と題して、京都の出版社の力を借りて、自費出版した。沖縄句会は那覇空港集合である。空港到着までの間、慎重に行動する事。足腰の筋肉が急に硬直(固縮)する事もあるので、ゆとりの時間を充分にとった。常時おこる頭のふらつきに対応する為にもこれは有効であった。またパーキンソン病は水分の補給が欠かせないが、前立線肥大の為排尿が問題になる。妻を介護した経験等、いろいろ

な点で気配りをし、実行に移ったのである。 句会ツアーでは、親切にしていただいた。暗い夜道を通る時にはご婦人が腕を組んで歩行を助けてくれたり、夕 食時の料理をとり分けていただいたり、皆さんのお世話になった。

次の句は句会での私の投句のうちの二句である。

すすき折れ基地を過ぎてまた基地に

ガマ日暮れ見すえて見えぬ闇を見る

念願であった「シーサー」は実物を見ただけでなく、古い年代の「古典漆喰シーサー」をスケッチする事も出来た。表紙の絵は、そのうちの一体の版画である。特有の荒あらしさとどこかとぼけた味がしていた。

パーキンソン病との闘いは、人生観を確立する闘いであるように思える。病との闘いは、原因不明、治癒不能の為、闘いではなく「つき合い方」とする方々が少なくないが、私は不満である。事実として、治らないことに対して、身体上のさまざまな痛苦はあっても、心の平安は求めたい。それをいかに獲得するかについては、今日まで培ってきたそれぞれの人の人生観の確立の他はない。病に対し悲観的になると進行し、楽天的であると進行が遅い、といわれている。これには、医師への信頼、医学の発達への確信があっての上である。

障害というか、故障というかは様ざまな形で表れる。文章を書いていると、文字がだんだんと小さくて読めない程になる。便秘は慢性的である。朝起床時に足腰が痛く、トイレでひと苦労する。手足のふるえ(振戦)は、幸いまだ版画制作に支障はない。近くの保育園児との交流で、パワーをもらっているせいだと思っている。

注意しなければならないのは、薬の副作用と、他の病、身体の故障が要注意である。私は歯科、眼科にも通い、物忘れも多くなってきた。フィニッシュを考えざるを得ない。

今年9月、京都の「ギャラリーかもがわ」の企画で、版画の個展を開催することとなった。亡妻の遺稿集でお世話になった出版社と同系列とは因縁を感じる。個展には「古典漆喰シーサー」の生命力を表現した版画も、数点並べてみたい。個展が終わったら、十五年も前から取り組んでいる「父母の記」(両親史)のまとめに入る。多忙である。病はしばらく引っこんでいてもらいたい。

安達 信男

アトリエ 野分萌舎/日本美術会/美術家平和会議

〒520-0006 大津市滋賀里一丁目4番20号 TEL 077-522-1865 仲間の作品

私(パーキンソン病患者)の闘病体験

「年頭所感」

中自井

勲博

特定非営利活動法人

36

35

39

滋賀県難病連絡協議会理事名簿(二〇〇七年度)

40

18

特定非営利活動法人

滋賀県難病連絡協議会加盟団体

33

34

32

30

資料編

滋賀県知事に対する要望と回答 平成十九年度 要望・回答、二十年度 要望 19

お寄せいただいたご好意に感謝申し上げます

難病に関する情報について

53

41

これからの難病運動に求められるもの

特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会副理事長

中

西

正

弘

本当に私たちの責任でしょうか? 暴れだしています。退治するのはお前 必ず私たちの前に立ちはだかるのが から仕方がないと諦めなくてはならな 達の責任だと、偉い人たちは言います。 ゆかりも無い遠い所で、巨大化した の悪政の中で、私たちの生活とは縁も 怪物」は、突然私たちの前に現れ、 「財政難」という「怪物」です。長年 私たちが運動をすすめる上で、 最近

り巻く状況を見てみましょう。 話を現実の社会に戻して私たちを取 いのでしょうか?

り七六〇万円の借金だそうです。 を超えると言われます。国民一人当た の借金、 政府の「経済財政運営と構造改革に 「怪物」の正体は、八〇〇兆円の国 地方を合わせると九〇〇兆円

患者に関係深い厚生労働省は、二〇〇 減が必要だと言うのです。 社会保障関係は一兆六〇〇〇億円の削 までに十四兆三〇〇〇億円の歳出削減、 六」では、二〇〇六年から二〇一一年 関する基本方針(骨太の方針)二〇〇 私たち難病

> です。 うのです。だからすべての国民・県民 平成二十一年度約四六〇億円、平成二 料によりますと財政収支見通し が、この借金を背負うべきだと言うの 十二年度約四五○億円が不足すると言 不足額)が平成二十年度約四〇〇億円 改革についての県民と知事の対話」 ○億円の削減が至上命令だそうです。 私たちが住む滋賀県でも、 「行財政 (財源

ばならないと思います。 こうした時だからこそ現実をしっかり ないこうした厳しい現実があることも 見据えて運動の在り方を模索しなけれ なぜなら命に直結する運動だからです。 言って運動を諦める訳には行きません。 認識しなければなりません。だからと 私たち難病患者も避けることが出来

導入と医療費一部負担の導入」があっ 行されました。 決成立し、二〇〇五年四月一日から施 疾患治療研究事業」が国会において可 法の一部が改正されて「小児慢性特定 二〇〇四年十一月二十六日児童福祉 内容には「認定基準の

況では、

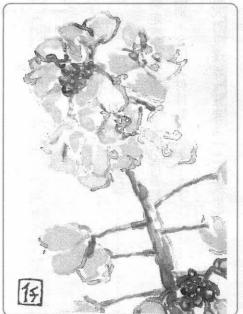
障害者自立支援 介護保険制

来たのです。でも小児難病の子どもや てしまうのです。 とき、また何もない法の谷間に戻され 谷間から法内事業へ移行することが出 的経費」となり、中身はともかく法の 格)で不安定であったものが、「義務 経費」補助金(あれば付けるという性 たものの、 慢性疾患の子ども達が二十歳を迎えた 法の谷間に置かれ 「奨励的

お年寄り(七十五歳の根拠なく、 齢者医療制度」では、七十五歳以上の か?本年四月から実施される「後期高 お年寄りの難病患者はどうでしょう 国民

限があると聞きます。 される包括医療の導 けられる医療が制限 は例がない)は、受 療の中身を変える国 では年齢で受ける医 皆保険制度を持つ国 人や早期退院など制 社会保障を巡る状

> 緩和」 は、 法 られてきた社会保障の各分野を「規制 で「非営利原則」や「聖域」として守 者自立支援法」では六段階に障害程度 段階の介護度認定区分に別け、 しようとしています。 ていることです。また、そのすべてを 介護サービスや医療の内容を、制限し 区分をし、医療法では患者を三段階に 医療区分」し、それぞれ受けられる 何単位」「何点」と数字化し、これま 人間を「介護保険制度」 医療制度改革など共通する問題点 の名の下に、「営利の対象」化 こうした現実を では、



大黒

られています。

度見つめ直してみましょう。障害も難 高齢者もこれに当てはまると思います。 が「社会保障」の理念です。子どもも 病も長年の闘いの中で①「不可避性」 にも求められていると思います。 正しく捉えた運動の在り方が難病運動 できる状況が生まれています。情勢を お年寄りまで、或いは障害者や難病患 しても必要」とされてきました。これ 責任に基づく社会的支援の介在がどう ベル」ではどうしようもなく、「公的 も可能性がある)として、「個人のレ (元に戻れない) ④「普遍性」(誰にで (避けることが出来ない)、②「不可知 こうした状況は、子どもから大人、 『社会保障』という言葉を、 (予知できない)、③「不可逆性」 国民のほとんどが、要求で一致

にも求められていると思います。 国際的には、障害者権利条約の批准 という大変有利な状況があります。一般の法律を拘束すると言われています。批准をてこに今の状況を変えられる可能性があるとも言われています。 権利条約の中身の「合理的配慮」(リーズナブルアコモデーション)は、この 条約の重要な概念です。「障害に基づ

土井 智恵(しがなんれん作業所)

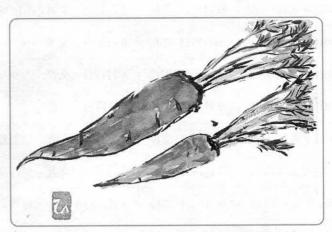


中村 恵(しがなんれん作業所)

るのではないでしょうか?のではないでしょうか?のではないでしょうかった有利な側がら変更や調整をしなければならない」という事です。こうした有利な側がら変更や調整をしなければならない。



佛山久美子(しがなんれん作業所)



山本 弘子(しがなんれん作業所)

24年間の要望書と回答の歴史をまとめる動機となったのは、2005(平成17)年頃より滋賀県と滋賀県難病連絡協議会の間で、難病施策をめぐる意見の違いが顕著になってきたからであり、その違いをそのままにしておくことは、双方にとってマイナスの要素になると判断したからである。歴史を重視する意味は、今日あるは過去の歴史の積み重ねであり、将来に向かう方向性を形作るうえで重要な役割を果たすからである。

下記の1年一行には多くの教訓が込められている。これからも、その一つ一つを大切にしながら歩みたい。

24年間の要望書と回答の歴史

年 度	要望書提出月日	県文書回答月日	特 記 事 項
1984(昭和59)年度	9月25日 係長	11月28日 文書	滋賀難病連結成 9月9日年2回要望・補助金30万円回答 得る
1985(昭和60)年度	9月10日 課長	1月27日 文書	公的機関内に事務所の設置を要望
1986(昭和61)年度	9月25日 課長	12月 8日 文書	日本患者·家族団体協議会(JPC)誕生 31団体10万人
1987(昭和62)年度	9月 5日 課長	3月12日 文書	「事務所は個人の家でなく、独立した事務所を」前田こう一
1988(昭和63)年度	9月7日 部長	2月15日 文書	日本の医療・福祉と患者運動を考える全国交流集会滋賀で 開催
1989(平成元)年度	8月17日 部長	2月7日 文書	消費税導入される ―― 総会で消費税撤回を誓う
1990(平成 2)年度	9月14日 部長	3月4日 文書	滋賀難病連10団体1,318人、JPC155,000人
1991(平成3)年度	8月7日 部長	3月18日 文書	「市民福祉国際フォーラム'91」参加
1992(平成4)年度	8月14日 部長	3月17日 文書	「要望の必要性はわかる」前川利夫部長
1993(平成 5)年度	8月13日 部長	3月25日 文書	「一つひとつ切実な課題として伝わってくる」 国松善次部長
1994(平成 6)年度	8月25日 部長	3月22日 文書	滋賀難病連相談員制度設ける
1995(平成7)年度	8月31日 部長	3月15日 文書	「総合的な対策を推進していきたい」 西堀末治部長
1996(平成8)年度	8月30日 部長	2月24日 文書	「実態をもとに対策を講じていきたい」 前田博明課長
1997(平成9)年度	9月5日 部長	3月3日 文書	難病医療患者負担導入に怒りの声、滋賀県議会に働きかけ
1998(平成10)年度	9月16日 部長	3月4日 文書	「消えた夢と新たな課題」強皮症患者 鈴木晧代から学ぶ
1999(平成11)年度	10月15日 部長	3月2日 文書	NPO法人取得が検討課題に
2000(平成12)年度	10月13日 部長	3月19日 文書	NPO法人取得に学習続ける
2001(平成13)年度	10月15日 部長	3月29日 文書	NPO認証 8 /26・人権フェスティバルに参加
2002(平成14)年度	9月10日 部長	4月17日 文書	しがなんれん作業所開設 6/1
2003(平成15)年度	9月17日 部長	3月21日 文書	「滋賀県難病患者共同作業所通所試行事業実施要綱」スタート
2004(平成16)年度	9月22日 部長	3月24日 文書	滋賀難病連20周年記念事業 9 /11~13
2005(平成17)年度	9月14日 部長	3月24日 文書	県行革嵐難病施策にも・JPA誕生52団体309,012人
2006(平成18)年度	9月14日 部長	3月30日手渡し	行政の存在が問われる滋賀県行政
2007(平成19)年度	9月14日 部長	3-15-pt 15-75	行政との協働の営みは可能か・滋賀難病連12団体2,280人

歴代会長 理 長による

みなさん 明けましておめでと 座 談

は、 放置され続けてきた難病対策において 保障の分野も、 野で崩され、 次々と私たちが長年月かけて積み上げ る年にしたいと思います。 てきました運動の成果が、あらゆる分 た時代」にまで戻されようとしていま 容赦なく形を変えて「何もなかっ 財政難」という言葉を合言葉に、 特に聖域といわれた社会 まして「法の谷間」に

模索していきたいと思います。 理事長に、一同に会することは困難な 心になってご活躍頂いた歴代の会長・ ため、ご寄稿を頂き、「紙上座談会」 の二十年余の難病運動の物心両面で中 点に帰り、 こうした状況を踏まえて、 今後の難病運動の在り方を もう一度、ご活躍頂いた原 滋賀県で

時の運動の様子、 られたころの難病を取り巻く状況、当 みなさんには、 今後の運動へのアド 「会長・理事長にな

> くお願いします。 バイスなど」お伺いしますのでよろし

司会

うございます。

情勢は厳しいですが、

今年こそ難病患者にとって希望の持て

を伺っていきたいと思います。 先駆けとなり、 **石井** それでは、患者会活動へのきっ (一九八四~一九八七在任) よりお話 ご活躍中の初代会長の石井小百合さん それでは、 滋賀県での難病連活動 今現在も京都宇治市で

年ほど送っていた時に、 ら難しく、車椅子の生活を余儀なくさ 骨頭壊死になり痛みのため立つことす かけからお話したいと思います。 えず不安を抱えた車椅子での日々を一 たものの解決策は見つからず、 れました。 二十五歳の時、突然両足ともに大腿 治療法を求めて情報収集し 膠原病友の会 先が見



石井小百合会長

森 大 石 橋 井 小 征人会 百合会 幸子理事 長 長長

大 柳

田

晃司理事長 長

び自分の足で歩くことができるように 者会活動への参加が始まりました。 持ちを少しでもお返ししたいと私の患 なりました。手術から半年、 こで相談できたおかげで手術を受け再 主 うになった頃から、 催の「 たが何とか自分の足で移動できるよ 一骨頭壊死相談会」を知り、 救われた感謝の気 杖歩行で そ

動の内容に驚き感心しました。 ども実際に活動に参加してみてその活 もらえたことも大きいことでした。 していた自分に自己存在価値を与えて 難病ゆえに社会のお荷物的存在と卑下 きさに惹きこまれていきました。 け等その果たしている社会的役割の大 のない交流、 いの場?」と敬遠していました。 への認識の甘さもあって「傷の舐め合 を知ってはいたのですが、若さと病気 十八歳の発病当時から患者会の存在 名医といわれる専門医との気兼ね 行政や厚生省への働きか 相談活 また、 けれ

費負担制度の恩恵が受けられているの は多くの患者の訴えと犠牲的活動のお そして今、自分が特定疾患という公

> 度発足の年である昭和四十八年に発病 かげであり、 しかも、 私は特定疾患制

とができたのだと知ったことは衝撃で しており、 らわれない難病患者全体の活動につい 態も知ることになり、 外の大変な難病患者の交流からその実 ても意識するようになりました。 した。やがて活動を通じて、 初めからその恩恵に浴すこ 膠原病だけにと 膠原病以

司会 ね。 店でお出会いすることになったのです そんな時、 浜大津にあった喫茶

石井 うになったものの、 れます。 ておらず、 会の意義とその役割の重要性を知るよ 成を目指したころの話をしましょう。 信念を貰ったおかげで、当時二十代の 働きかけなければ何も変らないという 織作りを進めたいと思うようになりま では県全体の患者組織がまだ確立され こうした活動に参加することで患者 た。患者会活動で培った経験と勇気 そうですね、懐かしく思い出さ それでは次に、滋賀難病連結 何とか県単位の難病連の組 自分が住む滋賀県

思います を頼りに臆することもなく連絡を取り 頻繁に相談に行ったり、 若さだったにもかかわらず物怖じする 人脈を広げていくことができたように こともなく単身、 県庁の医務予防課に わずかなッテ

新たに就任され、積極的に協力を約束 なかった腎協でしたが会長交代により 妻。これまで難病連への理解を得られ られた奥様が筋無力症の葛城さんご夫 私が障害者雇用で採用された職場にお 年にわたって積んでこられた中西さん。 ておられた奥村さん。偶然にも松田さ 友の会滋賀支部を結成する準備を考え してくださった故松田さん。リウマチ モン訴訟という苦難の患者会活動を長 たメンバーの素晴らしかったこと。 そうして声をかけ集まってくださっ

印刷や会議の場所、 リウマチの患者本人で 長であった河方さん。 県社会福祉協議会の部 強めました。また当時 だったのも仲間の絆を 面にわたってバックアッ 種の助成金などの情報 プしてくださり、 を提供されるなど多方 結成

> 当初の財源がなく大変だった時期、 バーとの巡り合いがいかに貴重なもの まった事務所も持てず困っていた時期 が残っています。 とても充実して楽しかったという印象 ると一丸となって邁進した達成感と、 つけることができました。 ケ月程という短期間に会の結成にこぎ げで本格的に準備にかかってわずか三 だったかを改めて痛感しました。おか 労し、当時の滋賀難病連の発起人メン 会を組織したのですが人材面で大変苦 に転居した後、市町村単位の難病連絡 を支えていただきました。 今、 後日、 振り返 京都 定

> > 焦り、苛立ち。

司会 ちはどうでしたか。 受けて頂いたのですが、 念願の会結成と初代会長を引き その時の気持

石井

この私に初代会長という任が回

んと奥村さんは幼友達

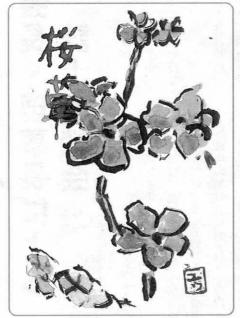
で、 当時はまだ若い女性であったからだと けてしまいました。 歴と実績を積んでおられる人たちの中 思っています。いずれも素晴らしい経 ていただいたというだけ。加えるなら てきたのは、ただ最初の声かけをさせ けれども「膠原病友の会滋賀支部」 身のほどもわきまえず大役を引受

象に加え、忙しさに伴ったとんでもな 取れれば入院先に面会、患者さん宅へ 意欲も食欲も失くし、疲れ果てて寝て 長 の訪問とゆっくり休養する時間もなく、 ある日曜日も会議や全国行動、 だ週休二日制ではなく、 いままタイミングを逸して夕食を作る できず、夕食の準備にも取りかかれな 家族からの話をいい加減に切ることは て相談電話の数はかなりあり、一大決 マスコミ等に取り上げられたこともあっ 加え、一~二時間もの電話相談。 て帰ると事務処理や役員と事務連絡に 仕事も続けていた日々、夜仕事を終え の事務局と膠原病友の会関西ブロック もその二ヶ月前に立ち上げており、 いしんどさまでもが蘇ってきます。 しまったことも度々でした。当時はま 心をして電話されてきただろう患者・ の当時を振り返ると充実していた印 難病連会長という三つの役を担い、 唯 の休日で 時間が 結構

> さと申し訳なさ、病気が改善されるど ない有様でした。 しまい、 をすべき結成の翌年には体調を壊して 作り上げることができたのに組織固め ころかどんどん悪化していくことえの その影響か、滋賀難病連をせっ 役員会にはほとんど出席でき 役に立てない歯がゆ

る決心をしました。 協から参加されるようになった柳田さ 田さんが亡くなったことで代わって腎 そんな時に会長不在の指摘を聞き、 負い目を感じるようになっていました。 書きを持ち続けることが申し訳なく、 ださるのではないかと会長職を辞退 自分より、より会の運営に貢献してく んの評判から、入院中で何もできな くと何もできないだけに会長という肩 ましたが、長期間の入院生活を繰り返 に運営を続けてくださりとても救われ も私が戻るのをお待ちくださり、 結成当初のメンバーの方々はそれで 明るい見通しが持てない状況が続 着実 松

ちの責任を、 込んでいたことを気付かずにいた私た とれないほどの状況や病状までも悪化 ゆっくり休むことも、 させる結果を生み出し、あなたを追 初めてお聞きする話ですが、 今 気付いても遅いわけ 休日も、 食事も 夜



がなんれん作業所)

ださい。 しさの中で、難病であることを失念し、 組織作りの大切な部分を教えていただ 会の結成を待ち望んでいた難病患者に 甘えがあったと思います。 頑張っていた姿に、若さへの期待と忙 で特に印象に残った事など聞かせてく いたように思います。では、 活動のあり方、任務分担の必要性等々、 とができました。病気を持ちながらの にも大きいものであったことを伺うこ 方では、 ですが、当時、そんな素振りも見せず あなたや会への期待があまり 何もなかった中で、こうした しかし、 活動の中

石井 一番残念に思うことは、結成当時から会の組織作りに加わってくださり、遠く高月町からでも厭わず会議に出向いてくださっていた滋賀へモフィリア友の会「湖友会」の人たちが、HIV訴訟のために一緒に行動することが難しくなり、お顔をみせられなくなってしまったことです。

ました。相談会を開催するに当たって、初、頻繁に県庁のサロンに集合してはず。京都に転居して初めて滋賀県がいかに難病連に協力的だったかがわかりかに難病連に協力的だったかがわかりかに難病連に協力的だったかがわかり

下さい。

対象の特定疾患患者への相談会の周係 たことは、何より難病連の信頼度を高 め、会員の増大に結びついたように思 め、会員の増大に結びついたように思 や難病患者さんのカンファレンスへの や難病患者されるなど、行政との関係

司会 若年で発症する血友病患者にとって、HIVへの「偏見」と「差別」は、 二度と立ち上がれないほどのショック でしたね。私も懇意にしていただいた

てもらう。新会員さ

んには常に声をかけ

石井 では、今後に望むことを聞いて を「差別」は、今でも大なり小なり存在しますが、私も薬害問題でHIVの 人たちと交流がありますが、この問題 は患者自身が表に出て立ち上がること で解決の道を切り拓くしか方法がない ようですね。行政の姿勢も様変わりの ようですね。行政の姿勢も様変わりの ようですね。行政の姿勢も様変わりの ようですね。行政の姿勢も様変わりの ようですね。行政の姿勢も様変わりの ようですね。行政の姿勢も様変わりの がイスがあれば聞かせてください。

人の流れを円滑にすること。新しい息ですが、新しい役員をどんどん増やし、でなく各疾病団体にも当てはまることでなく各疾病団体にも当てはまること

知 吹が入ることで活動 の勢い、活性化、広 がりができるのでは ないでしょうか?長 できた方にはその方 できた方にはその方 できた方にはその方

いと思います。 た人たちの会にならないでいただきたお誘いするよう心がけ、一部の決まっ

ポート活動を行うこと。 患者さんの元へ出かけていく相談やサ に、電話相談だけでなく積極的に

自身のケアマネージャーという体験 高ことが多く敬遠されがちで、本人の 意向より家族や介助者の都合が重視さ 意向より家族や介助者の都合が重視さ に直接かかわり、サポートすることで 人の難病患者が抱えている悩みや苦難 に直接かかわり、サポートすることで に直接かかわり、サポートすることで を療制度だけではカバーできないソフ を療制度だけではカバーできないソフ を療制度だけではカバーできないソフ を療制度だけではカバーできないソフ を療制度だけではカバーできないソフ



大黒 一(しがなんれん作業所)

けてほしいと思います。家族の心のよりどころとして存在し続担っていってほしい。そして、患者・

司会 石井さんお忙しい中、ご寄稿いただき、貴重なお話本当に有難うござただき、貴重なお話本当に有難うございました。最後のアドバイス、「代弁と思います。よく言われる「金太郎飴」的な活動が多い中、肝に銘じたいご意見でした。お互いに自分のペースを守りながら体のことを考えて生きたいものです。お体を大切にされ、ご活躍祈っております。

一同大きな衝撃を受けました。結成準下さった腎協の松田正孫さんが急逝難病連の結成に大きな役割を果たして難病連の結成に大きな役割を果たして

当初のことからお話をしていただきま 強く思ったことや松田さんの笑顔が今 備の段階で、 す。それでは柳田さんよろしくお願い 三在任) れた柳田貞男さん(一九八七~一九九 発病当初から患者活動に関わってこら な医療規制・生活規制を受けながら、 た。「血液人工透析療法」という大き 会長を引受けて下さることになりまし 九八七年五月三十一日)にて第二代の 石井さんの後任として第四回総会(一 の後任として難病連に加わって下さり お顔も広く素晴らしい方が、 でも思い出されます。その腎協から、 ある腎協の賛同を得たことで非常に心 ださり、快く会結成に賛同され、歴史 ご自宅を訪問した時、 に、会長を引受けて下さった 石井さんと二人で瀬田 笑顔で迎えてく 松田さん

柳田 たった頃のことからお話します。 それでは、会長を引受けるにい

らった時に、この手帳を持つ人は生涯 和六十年一月からであり、 の総会で会長に選任されました。 (慢性腎不全) 一級 月二十九日付でした。障害手帳をも 私の血液人工透析療法の始まりは昭 わたって困難な生活を強いられてい 九八七年(昭和六十二年)第四回 種の交付も同年 内部障害



柳田貞男会長

者からは、この病気の人は残余の命が 立って 何かの運動に役立ちたいと考 協力しますとのことであった。 え家人にもその主趣を伝え、特に配偶 るにちがい無いので、その人達の側に 短いので、 精一杯やって下さい、 私も

ありました。当時の腎協会長の田村氏 0 臓病患者連絡協議会の役員もしていた 舞い込んで来ました。 たところへ、 萱の家へ誘ってもらい、自家製の鮒ず の大萱神社の祭礼には、 孫さんとは懇意にさせてもらい、 ていた同じ医院での透析仲間の松田正 ました。特に当時難病連の代表をされ 参加し、以来院内のお世話を続けて来 療中の瀬田クリニック腎友会の設立に た。七月になって急逝されて驚いてい しを振る舞ってもらったりしていまし 透析に入った次の年度には、 で、その会を代表してという意味も 後任の代表としての話が その頃滋賀県腎 家族共々、 私が受 五月 大

> 病連事務所の開設(一九八七年)につ もらいました。 の諒解も得て、 当時、懸案になっていました難 代表を引き受けさせて

柳田 司会 風様の錦湯のあったところに二階建の 津駅より湖岸に向う中央通りに、 場所を捜したところ、幸いにもJR大 切であり、 していくには、 祓いの行事をとり行いました。 社の志賀宮司にご依頼して、 階の角が空いていたので借用し、 錦ビルがあり、 ることを提案し、両者の事務が執れる だけ県庁に近いところへ事務所を構え を事務所としていることから、 いてもお話願えますか。 の感激は今でも忘れ難い想い出でです。 所式には、大津祭りを主宰する四宮神 の事務所とすることとなりました。 ご尽力のお蔭で活動の拠点とし 患者団体として、 滋賀腎協も難病連も個人宅 事務所を持つことが大 運良く六坪足らずの二 確実な運営を 開所のお できる その日 合同 開

子や思いを順次お話していただけます

柳田 病の法的な施策の柱となる通達類を研 います。 がとり組む、 ぐらいのものでしたが、その時の政府 いました。この要綱はたかだか二〇行 れた「難病対策要綱」というのに出会 究する中に、昭和四七年十月に発令さ 難病連の代表になっ 難病への対策が記されて たの で、

り、 のです。次に、社会的、 究班を設けて解明していく、というも もの」とし、特定の疾患として国が研 手帳が交付され、 ともあって三つの特定疾病には障害者 疾患については、特別の配慮を行うも 液人工透析、血友病、薬害エイズの三 上の困難を伴うものとして、 疾病対策が進んでいくことになります。 と、その他の難病に分離され、その後 の要綱に含まない等であった。 のであり、当面寝たきりの疾病者はこ 「難病はその発症の原因が不明 その治癒への道が確定していない 般難病は、 研究班の発足した難病 更正医療の適用とな 経済的、 例えば血 そのこ 生活

JPC全国交流集会

J P C (日本患者・家族団体協議会)

が見られますが、この時期の活動の様

の組織提言など目覚しい活動の発展

PC全国集会の滋賀での開催、

JPC

きな視野で活動のあり方を追求し、 策への盛込みなど大きな前進面と、大

J

ての事務所が開設され、県内の活動で

は厚生部長との懇談、難病対策の県施

成を決定してくれました。 の全国集会を滋賀県でとの呼びかけに の全国集会を滋賀県でとの呼びかけに を持える全国交流集会八八年」を役員会 で決定し、実行委員長をお引受けして 準備に入りました。開催前年度の交流 集会は福島県二本松市岳温泉であり葛 城事務局長が参加し、実態の視察をし てもらいました。同交流会には全国行 できらいました。同交流会には全国行 でもらいました。同交流会には全国行 で決定して県助成金三十万円、大津市は 通常県の1/2のところ二十万円の助

ます。

大正琴演奏で盛り上がった記憶があり

大正琴演奏で盛り上がった記憶があり

で昼食は二階で行い幕間に市民協力の

トホテルで行い、十九日の総会は一階

一九八八年(昭和六十三年)十一月

は、その後の会の活性化もあり、苦労は、その後の会の活性化もあり、苦労

学園建設資金の協力をしたのでした。「抱きしめてBIWAKO」でびわこ京阪神から二万六千人が参加して、行事があり当会会員八名の参加と共に行事があり当会会員八名の参加と共に

JPCへの組織提言

同年JPC幹事となった幹事会で組

織の問題を提言しました。JPCは在 地方組織を持っていない団体であり、 地方組織を持っていない団体であり、 地方経験県には各々難病連があって、 地域難病連として全国交流集会を開催 している実情から、JPCの中に全国 団体部会と地域部会に分ける提案をし ましたが、前者の団体意見が強く、意 見としては尊重するが本格的論議には ならりませんでした。各地方には府県 ならりませんでした。各地方には府県 ならりませんでした。各地方には府県 が無く、いつも全国問題に片寄る議 流が無く、いつも全国問題に片寄る議

五周年記念誌の発行

団体が何を目指し、どんな活動をしているかを広報するのは、社会的に存発行記念パーティをびわ湖ツーリスト発行記念パーティをびわ湖ツーリストルます。会としては画期的な行事でしいます。会としては画期的な行事でした。

(一九八九年~一九九〇年)事務所の再移転

津市立障害者福祉センター三階に入居津市更生会から強い要請を受けて、大県腎協は常用雇用者がいるため、大

して合同の事務所を開設することになり、滋賀難連は単独の事務所を維持する財政基盤がなかったので、止むを得が明の個人所有の住宅を借り受け事務所を転があり、更に翌年には奥村役員の厚意でご所有のマンション(栗東市の厚意でご所有のマンション(栗東市と会議等を持つことが出来るようになた会議等を持つことが出来るようにな

の懇談(一九八八年)県への要望と県厚生部長と

りました。

偶者の友人である保健婦の今江寿子さ毎年の行事化していった。また私の配関係部局者の出席もあって、その後の関係の局者の出席もあって、その後ののでは、

> **ました。** 県難病連との共催の形で実現していき

込み(一九九一年)難病対策の県施策への盛り

新手帳所有者も無料で自由に使用する 当時私は(社)滋賀県身体障害者福 社協会の副会長をしており、政策担当 社協会の副会長をしており、政策担当 役員であったことから、第一次ノーマ ライゼーションプラン策定。第二次び カこ障害者プラン、滋賀県障害者基本 間に参画していました。その中で、平 画に参画していました。その中で、平 直閉症はこの法律の範囲に入る」との 主旨を体し、県障害者基本計画の改訂 患者への施策を盛り込んでいきました。 例えば県立障害者センターの利用に難 例えば県立障害者も無料で自由に使用する



小室美津子(しがなんれん作業所)

した。 後各施策に難病対策が入ってくるので ことが出来るなどのことであり、 その

司会 が出来たと思います。 滋賀難病連の運動、 有難う御座いました。 活動のあり方の礎 この間に

たいと思います。 有難う御座いました。健康に留意され お忙しい中、ご寄稿いただき本当に 滋賀難病連を今後も見守って頂き

いてみました。

県内の活動は故人となられた柳井晃さ 滋のスモンの役員をしていましたので 私も柳田さんが会長になられた後、京 を引受けて頂いたのは、 思い出など掲載したいので原稿をと言 が、大橋さんよろしくお願いします。 お聞きすることが多くなると思います (一九九三~一九九七在任)でした。 の会長をなさっていた大橋征人さん からの四年間の事で、記憶も薄れてい 勤めさせていただいたのは、 んにバトンタッチしており、 ますが特に記憶に残っていることを書 十年ひと昔と言いますが、 んがお見えになり、会長の在任時代の 柳田さんの後任として第三代の会長 日の経つ早さに驚いていました。 先日、久しぶりに難連の葛城さ 思いめぐらす事となりました。 同じく県腎協 私が会長を 平成五年 はじめて



大橋征人会長

ての難病相談会 の要望活動

④機関誌「しがなん

③各保健所と協力しあっ

病患者福祉協会に属し、 初めて知りました。平成五年、会長の 政に届かず、苦労なさっていることを 者さんが少数のため患者さんの声が行 は昭和六十三年からでした。この時こ んなに多くの難病があり、 私は腎不全患者で **社** 難連との関係 滋賀県腎臓 一疾病の患

なり、 葉をいただき、 どうしたものかと考えながら難連の役 現在の難連の基礎を作られた方です。 出します。 員会に臨みました。役員さんの励まし 柳田さんは、指導力、 全員で協力するからと温かいお言 どれをとっても大変優れた方で 責任の重さに困ったことを思い お引き受けすることに 行動力、 知名

とは、 当時、 ①月一回の役員会 会の業務として引き継いだこ ②滋賀県

> ます。 L な事業だった様に記憶しています。 難病患者さんの福祉の向上等があり ん」の発行 時困っていた事に、。事務所がほ (公的場所に)。活動資金不足 特に重要課題として取組みまし ⑤国会請願署名等が主

した。 身障害児総合療育センター内)一同大 好意でマンションの一室をお借りして ウマチ友の会滋賀支部長の奥村様のご 提携して各地区の患者さんに直接お会 よって条件が異なる難しさ、保健所と る事など熱心に討議しました。 変感激し難病相談を充実させました。 しています。 いました。現在も作業所としてお借り 度機関誌 いし、難病相談を受けました。 月一回の役員会では、各会の困ってい 設する事が出来ました。 への要望が実り公的機関に事務所を開 私が就任した時は、事務所は日本リ 「しがなんれん」を発行しま その後二年ほどして、 (滋賀県立心 年に 病気に 県

言われ大変困りました。

柳田さんより私の代わりに会長を、と

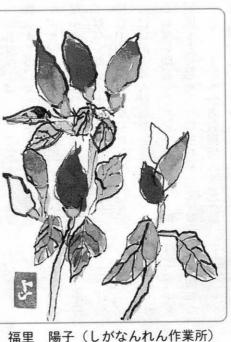
きました。 行き、直接市民の皆様に訴え署名を頂 御理解をいただくため催し会場などに 国会請願署名活動は、 県民の皆様に

いて意見交換しました。

余りにも意見

あります。 の力をお借りして各町内に回覧をまわ 態で申し訳なく思っていました。これ 役員さんの活動は交通費も出せない状 けるようになり、本当に助かったよう ような資金集めに成らずやめた記憶が は今も同じでしょう。そこで民間企業 に記憶しています。 した。その後、 物品の販売に取組みましたが、 民間福祉振興財団より助成金が頂 資金集めの難しさを感じま 何と言っても資金不足です。 地道な活動の成果もあっ

要な為、 関西地区の役員さんが五十名ぐらい 中で、一度だけ泊りがけの会議に参加 てもらえず、 さんが居られるのか関係機関から教え 参加者で各県の取組みや、 ク交流会で神戸ワイン城へ行きました。 四日と十五日、 しました。それは、平成七年の一月十 もありました。 自分の身体の悪さを恨めしく思った事 に代わり役員さんに参加頂いた事など、 参加できなかった事です。 た事は、 記憶に残っています。そして残念だっ プライバシー保護の為、 遠方や泊りがけの会議などに 私は一日に四~五回治療が必 歯がゆい思いをした事も JPC関西地区ブロ しかし四年間の任期 問題点につ その都度私 何処に患者



福里 陽子

明るく元気に精

デーを持ちながら、 皆様は大変なハン であるが、役員の

ることに私自身大 杯頑張っておられ

きな力を頂いて活

かったら、 ちに感動しました。そして驚いたこと が病人でありながら、仲間を思う気持 が多く時間が足りなかった事と皆さん うと思うとゾーとした思い出がありま がおこった事です。 は、二日後の十七日の阪神淡路大震災 私達はどうなっていただろ もし二日集会が遅

だなー、自分の身体の事も考えんと りました。 総会があり、 症のため体調をくずし入院中に難連の と言われたこともありました。 て病院から総会会場へ行ったこともあ そしてこんな事もありました。 先生から「大橋さんも大変 お医者さんに無理を言っ

お話をして感じた事は、認定されてい この四年間、 多くの方々にお会いし、

> きではありません。難病認定を受ける 完治しない治らないと言うことを意味 と言う事は裏を返せば、現在医療では しているからです。 しかし私は、 難病と言う言い方は好

苦痛と負担が家族を巻き込んで続く事 始めると週三回休むことなく終生受け 続けなければ生きられません。大変な 完治医療が可能になり難病という言葉 分な医療が受けられるようになる事で になります。望む事は難病患者すべて 私達腎不全患者も、 無くなる事です。 しかし一番望む事は、 何時でも、どこでも、安心して充 一旦透析医療を 一日も早く

などの弱者になれば、行政の方から救 このような活動をしなくても、 難病

病気によって症状 ない難病も多く、 も様々で苦痛も様々 私は思っています。 いの手を延ばしてもらいたいものだと

と私は感じるとともに大変良い勉強を の考えられないぐらいです。 がんばる。どこからこの力が生まれる しています。 させていただいた四年間だったと感謝 人達がいるお陰で今日があるのだろう しかし難連の役員さんは、 こう言う 実に良く

おられる人が無くなる日が来る事と、 ことを期待します。 みんなが夢多き未来ある人生が送れる 最後に、一日も早く難病で苦しんで

動した様に思いま

り申しわけありませんでした。 お願いします。まとまりの無い話にな の為に頑張っていただきたいと心から 体に気をつけて難連の発展と患者さん 役員の皆様は、これからも充分お身

司会 た。 規制、生活規制がある中で、ご苦労頂 と思います。本当に有難うございまし お身体に充分ご留意いただき今後も温 いたことあらためて感謝いたします。 かく難病連の活動を見守って頂きたい 有難うございました。透析という医療 大橋さん本当にご寄稿いただき

の芝 末廣さん(一九九七~一九九八 は 大橋会長の後を受けて第四代会長に 故人となられています同じく腎協

> ると共に当時を偲んで芝さんのご活躍 さんから、芝さんのご冥福をお祈りす ビを組まれていた現理事長の森 んの在任期間中、 在任)が就任されました。当時、芝さ 出を語っていただきます。 お人柄、難病を取り巻く様子など思 事務局長としてコン



芝 末廣氏 故

芝さんが就任され、 事務局長に頼り、 うして良いのか分らず、今まで会長や と言っていいほど違うもので、 いては、一年間の流れを把握していた ことになりました。患者会の運営につ 森一九九七年、 を思い知りました。 つもりでしたが、難病連の運動は全く 任せてしまったこと 大橋会長の後を受け 私が事務局を預る 何をど

のお仲間だったそうです。 は酪農で牛を飼っていました。その時 していたようです。私が生まれた当時 くか付かないかの幼い頃、 芝会長とは、遡れば私がまだ物心付 よくお会い その後、 7

事務局長という形でお会いすることに なりました。 ご縁で、 ることもなかったのですが、 れぞれ職も変わりましたのでお会いす 難病連というところで、 不思議な 会長、



歴史を聞き、 とが出来ていました。この制度が生ま 制度のお陰で安心して治療を続けるこ 療研究事業に患者負担が導入されたこ なんとしてもこの制度は守りぬかなく れるまでの、 は全国で大きな広がりを見せました。 自己負担の導入は命を削ることになり 検査や治療が必要な私たちにとって、 いで!」という患者負担導入反対運動 てはならないことを強く思いました。 のは、 ねない問題でした。JPCを中心に この頃の運動で一番印象に残ってい なんと言っても、 発病以来、私はこの公費負担 「私たちを病院から遠ざけな 命をかけた闘いを知って スモンから始まる難病の 特定疾患治

> 埋めつくした。 した。私たち難病連も中ノ島公会堂を ら国へ反対のハガキ大運動を展開しま スターの掲示をお願いし、全国各地か 医師会や病院協会、各病院を廻り、 とにもなりました。結果はどうしても り上げられました。県議会にもお願い も反対を訴え、NHKニュースにも取 もありました。 ては将来の不安が大きくなる始まりで なりました。しかし、私たち患者にとっ より随分低い額での自己負担の導入と 導入となり、 た運動の成果で、 んでしたが、長い粘りと全国に広がっ 自己負担の導入を防ぐことは出来ませ し、国へ意見書を提出していただくこ 国から言えば当初の予定 九八近畿総決起集会で 所得に応じた負担の ポ

した。 域での運動もより活発になっていきま した。連帯の力が伝わり、 全国の仲間と熱い思いを確認し合いま 全国患者・家族集会には十七名が参加 大阪で開催された。 翌年98年の高知へは七名が参加し、 九七年のJPC 心強く、 地

策は、 した。 活支援事業」がスタートし、 も難病について取り組むことになりま また97年には、 しかし、県が担ってきた難病対 市町村ではどこにどのくらいの 「難病患者等居宅生 市町村で

> されず、具体的に利用しようとしても ることも出来ず、制度が出来ても周知 患者さんが住んでおられるのか把握す 望む催しを共に開催することが出来ま 間三十回を超える協力をし、 では、全疾患をいくつかのグループに 活発に開催していただき、ある保健所 地域の保健所での医療講演や交流会は でしかありませんでした。そんな中、 制度上の問題もあって使いにくい制度 や医療の分野だけで考えるのではなく、 といった様々な会議にも出席し、難病 ありました。 分けて開催する取り組みも行われまし 授業や公開セミナーでの講演の依頼が した。また、 私たちも保健所からの依頼に、 人権問題など様々なところから、 障害や福祉、まちづくり 看護学校や医療福祉の各 当事者が 年.



(しがなんれん作業所) 田平 千鶴

援法などによって、 制度や障害者自立支

介助の選択肢は増え

出し、 ます。 見もあり、時には、患者自身が名前を 生活者として生活全体に関わる問題と 達をたすけるとことで私たちの税金が ともありました。署名活動に「あなた 分だけでなく、家族までもが傷つくこ して考えていく、そのことを訴えてい は、 考えてこられた芝会長の姿を思い出し の事務所で、いつも着実にじっくりと 面したりもしました。一つ一つの課題 の問題であることを伝える難しさに直 く機会を得られた時でもありました。 このような中、 がるのは困る」と言われ、国民全体 「どうしたらええやろなぁ」と守山 奥様の手料理のお弁当を広げてお そんな芝会長が笑顔を見せるの 顔を出して運動することで、 難病ゆえに誤解や偏

られるときでした。透析を受け、 うに見ておられるで たのだと思います。 支えもご家族であ てこられた芝会長の しながら運動を進 しょうか。 を、芝会長はどのよ 今の難病の諸問題 介護保険

負担が必要なために使うことが出来な ない谷間のものや、 けばいいのでしょうか。 ならない現状をどのように解決してい いものでもあります。 ました。 しくなってしまっている現在、 民 悪は誰のためのものなのでしょう。国 症する難病。 ていることでしょう。 きっと千の風になって応援してくださっ でいかなくてはなりません。芝さんも を見落とすことなく、世論を巻き込ん の運動は生きるために る難病。 一の命と生活を守るべきところがおか 生きることに遠慮しなければ しかし、これらの制度が使え 準備する間もなく進行す 使いたくても費用 原因も分らず発 一番大事なこと 医療制度の改 私たち

司会 森さんどうも有難うございました。何時も患者一人一人を原点としてた。何時も患者一人一人を原点として大切に運動をすすめてこられた芝会長ちなぁ」と千の風になって「患者一人一人を原点にしながら、もっともっと大きな視野で…」と空からアドバイス大きな視野で…」と空からアドバイストきな視野で…」と空からアドバイストきな視野で…」と空からアドバイストきな視野で…」と空からアドバイストきな視野で…」と空からアドバイストきな視野でから、第五代会長には、稀少難病の長年続いた大きな組織からの会長就任から、第五代会長には、稀少難病の会「おおみ」から大島晃司さん(一九

九九~二○○五在任)が就任して下さから理事長と呼び名も一新するわけですが、この間の様子など大島さんよろしくお願いします。

大島 が、 かまっ り よりこの年より選出を見送ることにな 役員が勤めていましたが、内部事情に 組織を持つ腎臓病協会から選出され にしました。どうして行ったら良いの 全員で協力していくという条件で、 たのですが、 織の人が良いのではないかと考えてい 話し合いの中、私は、やはり大きな組 ら会長になりました。それまでは全国 患者の解放を目指す運動」ということ も何とかして行こうと引き受けること 少難病の会という小さな組織であって 次期会長を誰にするか役員会での 一つだけ持っていた考えは 私は一九九九年第十六回総会か たく分らず引き受けたわけです 動きやすいということで、

大島晃司理事長

で、取り組んで行こうと思いました。 今の流行の言葉で言えば「難病患者の 自立」ということになりますか。それ 自立」ということになりますか。それ でも何から手をつけていけばいいのか でもので、これをまず成功させるという たので、これをまず成功させるという たので、これをまず成功させるという

で結び、 知ってもらい、患者やその家族を励ま 部門に分かれ実行委員会を組織、 関係機関との協議、 ました。 力を得、 藤真吾、 いう壮大な目標がありました。 引き継いだ時には感動を覚えました。 を整えました。 ンナー澤本和雄、サポートランナー佐 ことが出来ました。その後京都に引き 家族その他市民を含め八十人余りで集 一十日県庁玄関前広場には難病患者・ ながら全国四七都道府県をマラソン 難病や難病の患者会を多くの人々に 滋賀県難病連はまず資金集め、 七月二十五日北海道を出発し カメラマン安部重宣各氏の協 知事に面会要望書を手渡すと 月 知事に面会要望書を手渡す 一十六日には 九月十七日福井県から コース、 一二八日間 広報の四 通しラ 準備

ことが話し合われました。また事務所 その場で県に「何とかならないか」と もらえなかったのですが、 県との話し合いでなかなか聞き入れて の土日使用ができるようになりました。 ましたが、私たちにとってはありがた はそんなものかと複雑な気持ちもあり 出来るようになりました。国会議員と し合いを進め七月より使用することが 電話して頂けました。その後も県と話 願行動の折、 も懐かしい思い出です。 いことでした。その後実績を残す意味 も含め、頻繁に土日使用を続けたこと この年滋賀難連をNPO法人化する 国会議員に話してみると、 五月国会請

ちにとって今必要なことは、 等偏見や差別は後を絶ちません。私た 仕事を追われたり、結婚における障害 推進していくことです。 らも充実した社会生活が送れるよう、 実もさることながら、病気を持ちなが ち難病患者にとっては、 精神的バリアフリー 二〇〇〇年第十七回総会で、 への意味でのQOLの実現、 を目指して運動を 病気を理 私自身レクリ 医療の充 身体的、 「私 由

を走りぬいた一行を全国のJPCの仲

切だと思います。」と難病患者の解放 として……そのままで良いのでしょう すら待ち望む。患者会を唯一の拠り所 さえ治れば』と治療法の開発を」ひた 耐え忍び、ひたすら『せめてこの病気 そのため、 気持ちになるのではないでしょうか。 る皆さんも多かれ少なかれ似たような はないかと思います。難病を抱えてい ないんだと思いたい気持ちになるので てきました。しかし反面そんなことは ングハウゼン発病以来、疎外感を味わっ は今でも変っていません。 ことを考え、問い続けていくことが大 しむ方法は無いものでしょうか。その にむけての思いを述べています。これ 病気を抱えながら日々の生活を楽 一人でその思いを抱え込み、

同年度はNPO法人取得について、 取得の意味、今後の運動の方向性等に ついて話し合いをしています。淡海ネットワークセンターから講師を招き学習 トワークセンターから講師を招き学習 と、定款についても討議しています。 法人を設立、ヘルパー派遣事業を含ん だ「お助けマン」事業、共同作業所の 開設の三つのグループに分かれて討議 していくことが決められました。そし していくことが決められました。そし

ることが決められました。

二〇〇一年総会でNPO法人取得が 営利活動法人滋賀県難病連絡協議会が 営利活動法人滋賀県難病連絡協議会が 営利活動法人滋賀県難病連絡協議会が とが確認され、指導員の選定、労働条 とが確認され、指導員の選定、労働条 とが確認され、指導員の選定、労働条 とが確認され、指導員の選定、労働条 でいただくことになりました)部屋の ていただくことになりました)部屋の でいただくことになりました)部屋の がリアフリー化、等着々と進められ、 順との話し合いの結果二〇〇二年六月

とながら、あれだけの人が集まったと 患者のための作業所、 国で初めてという難病患者による難病 多数集まり、盛大に行われました。 関係職員が参加され、また報道機関も 国松善次知事をはじめ栗東市の助役等 言われたことも懐かしい思い出です。 て、サロンではありませんよ」と再三 市からは、「あくまでも作業所であっ う、喜び一杯の一年でした。ただ栗東 作業所」が、いよいよ出来るのだとい いうことに、責任の重さも同時に感じ 六月一日栗東市治田公民館で行われた 「しがなんれん作業所」の開所式です。 二〇〇二年この年はなんと言っても 「難病患者による難病患者のための 話題性もさるこ

> ないから法律上難病患者は障害者に位 ました、 続けています。 働く意欲の有る者を対象にしないのは 病患者であっても、高齢者であっても ならないこと等、 ていること。 置づけられていないから対象外になっ 作業所設置運営要綱の利用者に該当し させられました。 人権問題と考え、改善に向けて運動を 当時(現在も)県障害者共同 また七○歳以上は対象と 難病連としては、 しかし問題も残され 難

業実施要綱」が定められたのは一つの、「難病患者共同作業所通所試行事に話し合いを行った年です。そして三に話し合いを行った年です。そして三に話し合いを行った年です。そして三に話し合いを行った年です。そして三に話し合いを行った年です。そして三に話し合いを行った年です。そして三に話しるいを行ったのは一つの

大工月から次年度に 十二月から次年度に 井二月から次年度に 対方と、①記念 を しようと、①記念 が、 の四つに分けて実 ンの四つに分けて実

> ました。 「難病元年」と位置づけ話し合いをし

英美教授の「医療における患者の自立 や意義」についてお話をいただきまし 科の西島治子氏に「作業所の持つ役割 たビデオ、続いて滋賀医科大学看護学 けた二十周年記念事業です。第一部で れたことは私たちの今後の運動の方向 とは」と題してお話をいただきました なと再認識させられました。第二部の 第三部のシンポジュウムは、コーディ 性を指摘された思いがしました。また の中にこそ自立も果たされる」と結ば が、「医療だけではない広い社会参加 講演では滋賀医科大学医療社会学部平 「しがなんれん作業所」の日常を写し 二〇〇四年は 作業所を開所して本当に良かった 「難病元年」 と位置づ



寺田す江乃(しがなんれん作業所

ま合は、もう そこまで まている 松田 種一(しがなんれん作業所)

患者による難病患者

であり、

障害者自立

全国に先駆けるもののための作業所」は

支援法の荒波にさら

と思います。

「難病

の持てる時期だった

充実したそして希望滋賀難病連にとって

「難病患者が自立した生活ができる地 を大、シンポジストに患者家族瀧ま ゆみ、滋賀県健康対策課主幹岡本茂胤、 水口保健所保健師平岡千夏、滋賀県難 素連副理事長中西正弘の各氏によって、 「難病患者が自立した生活ができる地

域づくりをめざし」をテーマに行われ

ました。

難病に関わる仕事をしている

人、患者や家族、患者会の者が一同に

その他絵画展やレセプションもありましたが、全体的に大変実りのある記ましたが、全体的に大変実りのある記

司会 大島さん有難うございました。

松 されようとしていまければなりません。それでは最後になりましたが、まとめの意味も含めて現理事長森幸子さん(二〇〇五~)から、患者会との出会い、更には滋賀県難病連がおかれている現状、そして今後についてお話していただきます。

教えていただきました。 の病室でした。主治医から膠原病友の り状態での治療が続いていました。当 ら緊急入院をして絶対安静の中、手探 会滋賀支部が七月に結成されることを 0 0 ていたようです。 もしれない。良くなっても寝たり起き たりの生活になるだろう。」と言われ か。 書店や図書館を巡っても何の情報も 家族には「長くは生きられないか 私が患者会を知ったのは、 治療法はないのか?」いくつも 「何とかならないも 突然の発病か 入院中

とは意義のあるものだったと思います。会し、率直な話をする機会となったこ

す父の顔を今も覚えています。 ら帰ってきて「おまえも大丈夫だ、きっ 得られない、 うことを知ったことでした。 父がびっくりしたのが、こんなに珍し 会いしたんですよね。この時何よりも と大丈夫だ。」と興奮気味に笑顔で話 で父が参加してくれました。講演会か いうことを聞いたのです。すがる思い の医療講演会が滋賀県で開催されると から難病連に関わるようになりました。 することになり、 打てるということで機関誌編集を担当 参加し入会。患者会では、 とか外出できるようになり、 不安を抱えながら自宅にいました。 どのように過ごせばよいのか分らない だ介助が必要な状態で、これから先、 月に滋賀難連が結成されているのです の年、一九八四年(昭和五九年)年九 から一筋の希望が見えたのでした。 されているのが患者さんご自身だとい 目にしたこと。そして、 い病気なのに会場で大勢の患者さんを 目にし、活躍されている石井さんにお 父は初めて私と同じ病気の患者さんを 最初は、 私は一年間の入院生活を終え、 「何か手伝えることがあれ そんなときに患者会主催 その後、 講演会を開催 ワープロが 一九八七年 絶望の中 講演会に その時、 ま 何

> とから私の患者会への活動が始まりま ととして自らが考え動かなくてはなら 動的なものでしたが、役員会に参加し、 崩れます。今も、 職を持つと次々に予定が埋まり、 加する範疇のものはよいのですが、 ないことを学びました。 活動を少しずつ知るうちに、 たので、難病連の会計を担当すること した。また、経理を専門にしていまし 0 コントロールするかをいつも意識しな が取れなくなると疲れも溜まり体調が いものです。 ントロールしながらの活動は大変難し ようになりました。しかし、身体をコ ことで患者会に参加していこうと思う になりました。最初は手伝うという受 宛名書きや機関誌の印刷、 身体の調子に合わせて参 いかに仕事と体調を 自分の出来る そんなこ 自分のこ 役

支援センター設置難病相談・

がらの活動です。

関の中に事務所を構え、平日の毎日開九五年一月に神戸で開催された地域難れ五年一月に神戸で開催された地域難あるのころから私たちが望むセンターといのころから私たちが望むセンターといるのころから私たちが望むセンターというものを示してきたのですね。公的機

ば」という思いがありました。

封筒

切望し、 ちの手で運営したいと、 置する方向が出されました。 出来ました。 所することで相談事業を続けることが が望む支援センターとはどのようなも 病担当の方にも出席いただき、 から参加を続け、 れた第一回全国難病センター研究大会 ました。 県から委託し、 は違う難しさもあり、 せる」かと思いましたが、会社経営と 営経理を学んできたことが少しは生か 同じ力量が必要」と言われており、経 ました。「一つの会社を運営するのと ことになった理由の一つがこの支援 ました。 相談に当たる相談員の研修も五回行い きか五回の検討会をかさねてました。 〇〇五年六月からは、 ての情報収集と学習を行いました。 て、二〇〇三年度より三年間で各都道 される厚生会館へと移転しました。 ンターの委託、 一〇〇六年十月、 か、何が必要でどのように運営すべ 病連の事務所も支援センターが設置 「難病相談支援センター」を設 この年の十月、 九月に県への要望書を提出 私が理事長をお引き受けする 国の難病対策の一つとし それに伴い十 運営を担うことにあ センター設置に向け 支援センター事業を 奮闘の毎日です。 健康推進課の難 札幌で開催さ 運営の委託を 是非私た 月には 私たち

> 話を傾聴し、コーディネーターと共に ことに気付かされました。 ウンセリングを学ぶことで、真っ向か を続けてきたつもりでしたが、ピアカ それまで私なりに病気を受容し、 ウンセリングが大変役立っています。 こ支援センターで関わってきたピアカ は二〇〇二年十一月から三年間、 しました。 そして十二月四日支援センターが されています。 動すべてが支援センターの運営に生か があります。今まで長年続けてきた活 就労支援についても難病連は「しがな の開催も患者会で行ってきたことです。 通じています。また、講演会や交流会 える。このことは、 支援方法を患者・家族の身になって考 ら自分の病気に向き合っていなかった くということについて考えてきた経験 んれん作業所」を通して難病患者が働 で支援員と共に相談事業を行うことに 運営にあたり、 いま、 支援センター 私にとって 患者さんの 活動 びわ 開 所

難病連の運営 現状と今後

大きく、医療や福祉などの課題は益々以来ずっと続けてきた運動の基本となるものです。近年、財政困難の影響があるの要望書提出、これら難病連設立事への要望書提出、これら難病連設立

業も、 した。 復活し、その後、 りに近畿ブロック交流会が滋賀の地で 生活に関わる運動の拠点をなくすわけ 動も存続の危機が迫っています。 連への県からの補助金は昨年度よりゼ 厳しくなるばかりです。 が続いてもあきらめるわけにはいきま がありましたが、 で行い、文書回答はしないとの申し出 にはいきません。二〇〇六年、六年ぶ 口となり、 張り巡らし、 せん。点と点を結び、いくつもの線を 批判ばかりでは生まれるものがありま 展を図らなくてはならないと思います。 分かり合っていくことで運営の維持発 う人との関わりの中で成り立っていま も、すべては立場の違い、考え方も違 せ 話し合いを続けています。厳しい状況 のです。四月からは、二ヶ月に一 書回答は私たちにとって大変重要なも られるものがなく、要望書に対する文 託した要望書についても、回答は口頭 ンタッチして開催されることになりま 康対策課と共に学び合う場を持ち、 意見交換をし、 難病連の運動も支援センター事 毎年続けてきた私たちの願 新体系へと替わる作業所の運営 私たちが長年続けてきた運 面となる基盤を作ってい 難病支援は法律で守 兵庫、京都へとバト お互いを知り合い、 そんな中、 度、 命と 難

> きます。 司会 より との関わり、 ない難病は、 史を大事にしながらも、 も柔軟な対応が求められています。 柔らかな頭で発想し、 と言われるほど早く変化している今、 す。三歳違えば生きてきた時代が違う く。 ます。 せ難関を乗り切りたいものです。体調 が必要であろうと思います。 たな難病連スタートのために、皆様 くりに取り組むときが来ています。 沢山の示唆される部分があったと思 と確信します。ご寄稿いただいた中に ぶことで新たな道が切り拓かれるも 厳しい時ほど原点に帰り、 でも取ると言う姿勢でお願いします。 紙上座談会」風にまとめて見ました。 .留意され、休養を取る時には何が何 六人の会長・理事長からご寄稿頂き 厳しい状況であればこそ一致団結 少人数で簡単に解決できる問題で 層のご協力をお願いします。 今後の活動に大いに生かして 森さん本当に有難うございまし 連携を結んでいけるかで いかにこのような人と人 いかなる事態に 新しい体制づ 歴史から学 力を合わ 新 歴

した。お忙しい中、本当に有難うございま

私の闘病体験

私(パ ーキンソン病患者)の闘 病体験

白

井

博

(蒲生郡安土町)

仕事を元気でしていましたし、病気と のレストラン・売店を巡回する営業の までは高速道路のパーキングエリア内 白になりショックを受けました。それ も指定されていると聞かされ、 基本的に治る病気ではないので難病に 気は進行性で最後は寝たきりになり、 成十二年一月末です。検査の結果二人 てこの病名を聞かされ、さらにこの病 の先生(主治医、副院長)からはじめ パーキンソン病を告知されたのは平 頭が真っ

> クが大きかったのです。その当時は毎 来る日も来る日もこのような状態が続 日あれもこれもできない(箸をもてな は無縁だったので、それだけにショッ き気持ちだけが焦り、 く受けていました。 シャツボタンが留められない等) 妻の手助けを多

す。OFFの状態でも妻の手助けもほ 気にも慣れて気持ちに余裕もでき、 き直って最後の覚悟までもできていま それから丸七年たった今ではこの病 開

山本 弘子 がなんれん作業所) ます。また車につい り、毎朝散歩代わり それまでは乗れなかっ ようになりました。 イクリングをしてい に十~二十分位のサ して乗れるようにな た自転車にも再挑戦 とんどなしにできる ても運転中にOFF

春が来たよ

梗塞による左手指軽 ように歩行困難の症 います。現在はこの 長い障害名がついて 度機能障害体幹障害 います。私の障害は を持って車に乗って 運転歴四七年の自信 心細くなりますが、 なるかと思うと少々 (歩行困難) という ーキンソン病と脳

ます。 状も出てきましたので、リハビリにつ できませんので毎日欠かさずやってい ています。それをやらないと洗面所や ろ教わったことを一五分位ですがやっ いては、毎朝起床時に先生からいろい トイレに行くにもその第 一歩の歩行が

ちに入会し、健常者に交じってゴルフ に励んでいます。親しくなった会員さ ドゴルフをやるようになりました。地 をするために、二年ほど前からグラン 元(安土)にそのクラブがあるので直 さらに自分で楽しみながら歩行訓練

の状態が起ればどう



妙子(しがなんれん作業所)

んからは「腕も上げたけど、身体もか 野田

なり達者になったなあ」と言われるよ

らえることを念じて、頑張っています。 うになりました。つい先日も長浜ドー の続く限り、前向きに一日でも生き長 分かりませんが、明日に向かって身体 年中か明日なのかいつダメになるかは ム(六名のメンバー)のメンバーの ムでの県大会に地元から出場するチー 人に選ばれて出場してきました。 病状は確実に進行していますし、

年 頭所感

という坂もある」と言っているのを聞 登り坂と下り坂がある。 き、なるほどと思った。 ある政治家がテレビで「人生には、 そしてまさか

S 病である。 ればならなくなる、 には呼吸筋の機能が低下するために人 全身の筋肉が侵されて徐々に動かなく に侵されたことであろう。この病気は、 れまでの人生最大の「まさか」はAL 工呼吸器を装着して生命維持をしなけ 私の人生を振り返ってきたとき、こ (筋萎縮性側策硬化症) 寝たきりを余儀なくされ、最後 苛酷な進行性の難 という病気

時にロレツが回らなくなり、 病に気付く人が多いが、私の場合は酒 差があり、 名を告げるときに「この病気は影像や 年ほど通院後、 を飲みすぎたときのように、話をする 数値で立証できず、診間違いもありえ 最初に筋肉が侵される場所は、 また過酷な症状ゆえに得心がいく すぐには診断結果が出されず、半 気の毒そうにALSという病 足とか手が不自由になり発 医師から自信なさそう 病院で検 個人

> 中 11 勲

さを最近感じるようになった。 てください」と言われたその言葉の重 まで、どうぞ他の病院でも診てもらっ

付いてからも、会話が一年ほど可能だっ 事ができた。また、この頃は仕事もし が正常であったので筆談でカバーする たし、難しくなってからも、手の機能 を点滴注射するために大阪医大病院に 治験薬を四週間に十日、 年九月から一年間、 ものかと治療薬の効果を人体実験する 山をしたり、見た目も健康そのものだっ に通ったり、湖南アルプスや三上山登 ていたし、休日には温水プールで水泳 一二〇日通院してきた。 治験」の募集に参加して、平成十七 平成十七年二月始めに口の異常に気 同時に病気に一方的に負けてなる エダラボンという 一 日 一 〇 〇 cc

足は立てなくなり車椅子の世話になり、 ることを思い知らされた一年であった。 日には出来なくなっている。そういう 進行が早く先週まで出来ていた事が今 ことが重なって元気を無くしてしまう には十分すぎるほど、 ところが、この一年間の病状の悪化 過酷な病気であ

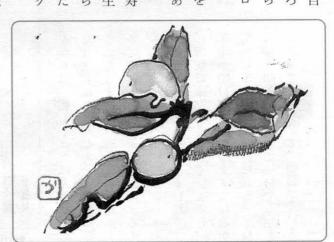
平成二十年元日

ウの増設」を昨年十月に終えた。 肺炎を起こす危険回避のために「胃ロ 変えれば恵まれていると思う一面もあ 食事や排泄、 力で出来なくなってしまった。もちろ ん会話は出来なくなり、嚥下障害から こんな環境下の私であるが、 着替え、入浴など全て自 視点を

ので、 まれている。家族の愛情に、どっぷり また何かと心配してくれる友人にも恵 に六十二歳の年金開始年齢まで働けた 六十年」を全うする事ができた。さら 命と比べると不足するものの、「人生 プァー」のような経済的不安もない。 まず年齢が今年で六十四歳と平均寿 テレビでよく見る「ワーキング

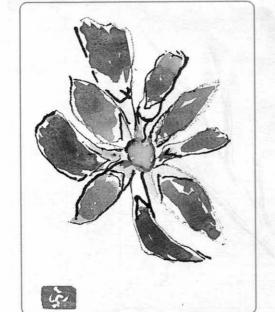
曜日」をゆっくり過 しみに、定年後の特 回数えられるかを楽 の移ろいを今後、 ている。 権である「毎日が日 ごして生きたいと思 何

甘えて暮らし、季節



る。

高木カツ子 (しがなんれん作業所)



房江(しがなんれん作業所)

手の力がなくなり物がもてなくなり、



松 田 公 代

膨らみし蕾の紅は沈丁花 子ども等の燥ぐプールの裏山に ライト点けし車の過ぎる一時を リフティングする子の側に犬も居り 左手の甲に俄かに痛みあり 玄関に我が物顔にうずくまる 野良猫に我はにらみ勝ちたり 今朝春雪は淡くかかれり 皮下出血し青く腫れたり 蝉に混じりて鶯も鳴く 猫は草むらに伏せて待ち居り 同じリズムに後足で跳ぶ

111 崎 妙 子

遊びたき風を捉へて雪柳

黙祷に思い去来す原爆忌 行きずりに賞でて所望の濃紫陽 風神の遊び心や花吹雪 ケセラセラと陽気に生きる夏帽子

服

部

光 枝

分身のごとくいとしいわれの影 年どしに、倖深む初春や 薄墨の雲の間より没りつ陽の 毒持つと秘めて赤あか曼珠沙華 におやかに枝垂れ咲きにし白萩の 女の情念燃えたつるがに 月冴え渡る枯野を帰る 病を知らずに八十路を歩む 夕べ散り初む庭の明るさ

母へ

谷

玲 子

あなたを癒してくれたものは何か その背中の荷物はどれほどのものか あなたの腰が曲がって かん高い声で笑う

野良仕事姿は孤独で その身体は小さかった 水草を引き 籠を背負い 古い大きな柚子の木があった 藁で葺いた母屋の庭には 一輪車を押すあなたの 鍬を持ち

実がなると棒の先に挟んで取るのだが 枝は堅く棘だらけで 小枝が折れず 私はよく叩き落した

どうしてやさしく もぎ取ることができなかったのだろう

柿の木やイチジクの木や柚子の木の下で そのころのあなたと同じ年になり 秋の刈り入れが終わると 新米と一緒に あなたは今でも籠を背負う 太陽の香をいっぱいに詰めた実たちが送られてくる



文子 早川

爛れて赤き梅雨の夕映え た。

その背中のたくましさに

私は感謝する

辛抱強さとおおらかさ

ひたすら季節を実らせて

分け与え続けたあなたの

滋賀県知事に対する要望と回答

平成十九年度要望・回答

平成十九年(二〇〇七年)三月三十日滋健第三八二号

特定非営利活動法人

理事長 森 幸子 様滋賀県難病連絡協議会

滋賀県健康福祉部長

平成十九年度社会福祉施策に対する要望について(回答)

ついて、別添のとおり回答します。平成十八年九月十四日付け滋難連第十三号により要望がありましたこのことに

きたい。

滋賀県における難病対策基本計画を策定してください。

と考えています。
と考えています。
難病対策基本計画の策定にあたっては、難病患者の実態把握や課題整理などを充分に検討していく必要がありますが、現状として患者全体を把握するとは困難病対策基本計画の策定にあたっては、難病患者の実態把握や課題整理な

策定にあたっては、必ず難病施策を盛り込むよう指導してください。定が、都道府県や市町村に義務付けられましたが、滋賀県及び県下市町の計画障害者自立支援法の施行にともない、数値目標をもった「障害福祉計画」策

「障害福祉計画」におきましては、「滋賀の障害者福祉を進めるため

以下、要望と回答を併せて報告いたします。

内は回答。

を開催することとしています。本県における難病特別対策推進事業について、滋賀県難病対策推進協議会

と考えています。協議内容に応じて難病患者の立場を代表する者の出席をいただく必要があるまた、協議会の構成員についても、その他知事が必要と認める者として、

難病相談事業に要する経費に対し補助をされたい。センターや保健所など他機関では担えない内容のものが多くあります。当会の四 NPO法人滋賀県難病連絡協議会が実施する難病相談事業は、難病相談支援

談事業については貴会の特長を活かして実施いただいているものと考えてお滋賀県難病相談・支援センター事業を貴会に委託したことに伴い、難病相

ります。

なお、貴会の独自事業について補助を行うことは困難です。

五 災害時における難病患者への対策について

行ってきました。ター、二次医療圏ごとに一カ所の地域災害医療センターの施設・設備整備をダー、二次医療圏ごとに一カ所の地域災害医療センターの施設・設備整備を災害時における対策として、本県では、県域に一カ所の基幹災害医療セン

AT)の体制を整備したところです。 た適正な医療救護活動に努め、災害拠点病院については、緊急医療班(DM特に初動体制については、フェーズの概念を用いてそれぞれの局面に応じ

を作成し、更なる体制整備を図っています。また、すべての医療機関を対象とした広域災害時医療救護活動マニュアル

時における支援が必要な患者への救急医療・救護活動に努めています。護初動マニュアル(難病等在宅患者担当マニュアル)を策定しており、災害さらに、難病患者においては県内で大規模地震が発生した場合の医療・救

のどの地域に住んでいても保障されるようにしていただきたい。六、重症難病患者が地域で暮らし続けるための、きめの細かい在宅支援を、県下

いきます。

・福祉の各関係機関が連携を図りながら、各種事業に取り組みを今後も行って状況は異なりますので、圏域ごとの特徴にあわせた取り組みを今後も行ってまた、圏域ごとに、地域の難病患者およびそのご家族の方が置かれているまた、圏域ごとに、地域の難病患者およびそのご家族の方が置かれている。

族のニーズにあった内容となるようお願いします。七 各保健所で実施される難病相談や医療活動、交流会等においては、患者・家

談会や講演会、交流会等を行っております。 病患者やご家族の方々のニーズの把握に努め、管内の状況に合わせた医療相保健所では、特定疾患医療受給者証の手続き時や個々の相談等において難

を図りながら、より良い事業が実施できるよう取り組みます。 さらに、難病相談・支援センターの相談会、講演会、交流会事業とも連携

「滋賀県難病医療ネットワーク協議会」の活動について

八

ています。

でいます。

でいます。

の大め、拠点・協力病院への調査や意見の収集を行い、取りえる体制づくりのため、拠点・協力病院への調査や意見の収集を行い、取り重症難病患者の入院施設の確保について、特にレスパイト入院が円滑に行

平成十九年度に向けて療養病床の円滑な再編成についての要望を行っ う必要な措置を講じられること、また、入院患者の状態に応じた必要な介護 ろです。 床から、介護老人保健施設等への転換による介護給付費の増大は、 援等必要な措置などについて、要望を行うとともに、医療保険適用の療養病 サービスの受け皿の確保、および低所得者対策ならびに、事業者への転換支 つの柱である療養病床の再編成にあっては、 に方策を講じられるよう、平成十八年八月に近畿府県民生主管部長会議から において財政措置を講じ、 て、理解が得られるよう国民に十分説明するとともに、 また、医療制度改革における医療機関への支援として、 地方公共団体や被保険者の負担が増加しないよう 医療と介護のあるべき姿につい 円滑に推進されるよ 医療制度改革の一 国の責任

して参りたいと考えております。 今後、制度移行に伴う様々な課題につきましては、国にその都度、要望を

「二十四時間在宅ケアシステム研究事業」を実施する予定です。度には、家族の介護負担軽減を目指した在宅医療を推進するため、新たに、在宅医療の推進のため、モデル事業に取り組んで参りましたが、平成十九年なお、在宅療養を推進するための支援として、県では、平成十六年度より

きるセンターとなるよう配慮してください。 九 「滋賀県難病相談・支援センター」の設置については、誰もが気軽に利用で

(1) 関係機関との連携について

業や関係機関との連携について検討していきたいと考えています。できるように、難病相談・支援センター運営委員会を設置し、センター事難病相談・支援センターが難病患者およびその家族によりよい事業を展開

(2) 土、日曜日の開所について

運営を行うために管理規定が定められています。厚生会館には複数の団体事務所が入居されているため、会館の適正な管理

考えています。
土、日曜日の開所条件の改善については、現状として困難な状況にあると

(3) 障害者用トイレの設置について

います。 障害者トイレの件については、厚生会館管理委員会と協議したいと考えて

4 利用しやすい駐車場の確保について

況であると考えています。
『里生会館の駐車場を拡充し、問題点を改善することは現状として困難な状

(5) 三人体制について

件費の確保ができるように検討していきたいと考えています。識しています。今後、センターの状況および実績を見て、必要な職員の人相談支援をはじめ、各種のセンター事業にかかる事務は相当量であると認

特定疾患医療受給者証を所持されている方々が、県立施設での利用サーバ

11 特定疾患医療受給者証の更新手続きの簡素化を進めてください

続きを行うなど、対象者の状況に合わせて配慮しています。はておりますが、期限を過ぎた後も手続きは可能であり、現在においても手はおい、申請手続きには期日までに継続の手帳が届くように一定の期限を設県独自で仕組みを改正することは非常に困難です。

難病患者にも就労の機会を保障してください。

12

ついて滋賀労働局に伝えて参ります。ハローワークについては、国の所管でありますので、ご要望があることに

支援センターとも協力して、難病患者の方々の就労支援に努めたいと考えまで支援する障害者働き・暮らし応援センターの整備を進めており、難病相談・県といたしましても、障害者の就労と生活の両面をワンストップサービス

のための研修も開催していきたいと考えます。
支援連絡会議で、就労支援関係者を対象とした難病に関する知識の普及啓発また、県内の各障害者働き・暮らし応援センターの情報交換のための就労

13 全市町で難病患者等居宅生活支援事業の実施を

業を開始する市町も増えてきています。 毎年、市町の事業実施状況を把握するとともに、市町に対して、事業の推

ピ

き続き、当該事業の制度化について働きかけて参ります。 今後も、事業を周知していくとともに、未実施の市町に対しましては、 引

14 区分 委員など関係者に周知徹底してください。 護度・障害程度区分」が、 改定「介護保険法」「障害者自立支援法」 認定に当たって、 難病患者のように「見えない障害」について、 適正な「区分」になるよう認定調査委員、認定審査 0 「要介護区分」認定、「障害程度 「要介

るよう周知徹底に努めて参りたいと考えています。 会等を通じて周知しているところであり、今後とも適正な認定調査が行われ 「要介護区分」に関連するご要望の内容につきましては、 認定調查員研修

準拠しつつ、独自に作成したマニュアルも用いながら認定調査員の養成研修 と市町審査会委員研修を実施しており、「内部障害」「難病」「精神障害」な 人の状況を把握するよう努め、 また、「障害程度区分」の認定については、本県では、 目に見えにくい疾病や障害については、基礎的理解をしたうえで、各個 調査と審査が適切に行われるよう支援してい 国のマニュアル

えています。 今後も、 引き続き、 研修を実施することとしており、 徹底を図りたいと考

15 各患者団体からの要望

(日本てんかん協会 滋賀県支部)

(1)

包括医療について

討する考えはありません。 包括医療については、 医療機関での取り組みであり、 県として実施を検

また、 成人のてんかん専門医の養成は県として行う考えはありません。

(京都スモンの会 滋賀支部

(1)薬害対策および研修会について

す。 教訓として、厚生労働省において、 薬害対策については、 医薬品の有害作用による重篤な健康被害の発生を 安全対策の一層の強化が図られていま

全対策の一層の充実が図られています。 また、平成十七年四月に施行された改正薬事法では、 市販後における安

徹底を図ることなどにより医薬品の安全性の確保に努めます。 県としましては、法制化された「医薬品等安全性情報報告制度」 の周 知

などを対象とした講演会、 また、難病相談・支援センター事業として、スモン患者やその家族の方 研修会の開催を検討します。

(2)採暖費について

町1/2、 の高騰に対応するため、 き上げたところであり、 スモン障害者採暖費補助については、 県1/2) 補助基準額を三三〇〇〇円から三五〇〇〇円に引 次年度も同額で補助することとしています。 今年度、 暖房の燃料費 (灯油代) 市

(日本リウマチ友の会 滋賀支部)

(1) 労働省における審査期間は従来に比べて短縮されてきています。 の活用が認められるなど、承認制度の見直しも図られており、最近の厚生 する場合は、日本国内での承認許可が必要となります。 最近のグローバル化の進展に伴い、海外で実施された臨床試験のデーター 外国で承認され、有用性が認められている医薬品を日本国内で製造販売 海外で承認されている治療薬について

(2)介護サービスの拡充について 介護保険における要介護認定は、 市町が行う認定調査とかかりつけ医の

意見書をもとに審査判定を行うことになっていますが、認定調査に当たっ

ものでありますので、本県独自でサービスメニューを拡充することは困難また、法定介護サービスの種類については、国において定められているうことになっており、適切な調査が行われているものと考えています。ては、訪問した当日の状況と本人や介護者から日頃の状況を聞き取りを行

昨年度に策定したレイカディア滋賀プランに沿って、「自立」と「社会3)福祉サービス、外出支援サービスについて

支援を推進していくこととしています。参加」、「セーフティネット」という三つの視点から、高齢者の地域生活

核とした地域での生活や社会参加のための支援の充実をめざすこととします。であり方を市町や関係団体とともに検討し、市町の地域包括支援センターをはなじみの安心事業補助制度」を平成十九年度に創設します。域なじみの安心事業補助制度」を平成十九年度に創設します。域なじみの安心事業補助制度」を平成十九年度に創設します。域なじみの安心事業補助制度」を平成十九年度に創設します。

で定めて実施できるようになったところです。で定めて実施できるようになったところです。、地域の実情に応じる「地域生活支援事業」として実施されることとなり、対象者、事業所へら、地域生活支援事業」として実施されることとなり、対象者、事業所へどスについては、障害者自立支援法に基づき、昨年十月から市町が実施すどスにかてまた。

す

ととしています。ととしています。

については、ノンステップバス導入の補助制度により、民間事業者への導なお、高齢者や障害のある方等にとって重要な移動手段であるバス路線

業用に用いるときは低床化などの基準に適合させることが義務付けられてに関する法律」において、公共交通事業者には、新たに乗合バス車両を事人促進に努めており、また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

(全国筋無力症友の会 滋賀支部

九年の同懇談会における意見を踏まえ、これまで検討が継続されてきてお対象疾患の見直しについては、国の特定疾患対策懇談会において、平成⑴ 特定疾患治療研究事業の見直しについて

り、現在のところ、重症筋無力症については見直し対象疾患には入ってお

連携する中で、適切な対応を取るよう要望等を行います。今後とも、特定疾患治療研究事業の見直しが示される際には他府県とも

りません。

(2) 日常生活、学校生活について

様々な支援を行っています。

乳幼児期には、市町において乳幼児健診や発達相談を実施しています。
このように、日常生活面においても、不安の軽減を図るため、小児保健医療センターの精密健診では専門医師、保健師による相談も行っ小児保健医療センターの精密健診では専門医師、保健師による相談も行ったいます。
の中で少し発達において気になる子どもや親からの訴えによって、医療機関を紹介したり、また、保健所で行う二次健診(小児科、小児眼科)や機関を紹介したり、また、保健所で行う二次健師によって、医療・乳幼児期には、市町において乳幼児健診や発達相談を実施しています。

と考えております。
し、学校生活をスムーズに暮らせるよう、きめ細かな対応をしていきたいて理解するとともに、学校・保護者・主治医・関係機関等との連携を密にまた、学校においても、養護教諭等の研修会で小児重症筋無力症につい

(3) 交流会について

会として、県内の適切な会場で行うことを検討していきます。あるため、複数の保健所の共催あるいは、難病相談・支援センターの交流が象者数の少ない疾患は、各保健所単位で実施することは困難な状況で

合、こうした手続きを経て利用いただきたいと考えます。行い、有償による利用となっていることから、利用可能な施設があった場

況ではありません。 全身性エリテマトーデスについては、直ちに何らかの対応が取られる状

連携する中で、適切な対応を国が取るよう要望等を行います。今後とも、特定疾患治療研究事業の見直しが示される際には他府県とも

作業所関係

(1) 共同作業書について

もって廃止することとしたところです。指すこととし、現行の共同作業所に対する補助金は、平成二十一年三月を労継続支援事業等の新体系のサービスや地域活動支援センターに移行を目本県では、すべての共同作業所について、平成二十一年三月までに、就本県では、すべての共同作業所について、平成二十一年三月までに、就

この制度を活用いただきたいと考えます。
この制度を活用いただきたいと考えます。
重点機能型地域活動支援センターは、設置事業要綱第四条で、利用者を、重点機能型地域活動支援センターは、設置事業要綱第四条で、利用者を、

がら関係機関との連携を図りたいと考えています。行うための予算計上を行っていますので、今後、支援のあり方を検討しなのため、滋賀県難病相談・支援センターでは、平成十九年度、就労支援をク等の就労支援を行う機関との連携による支援が必要と考えています。そまた、難病の方々を対象とする共同作業所という形態よりも、ハローワーまた、難病の方々を対象とする共同作業所という形態よりも、ハローワー

県有施設の利用については、

原則として、

行政財産の使用許可

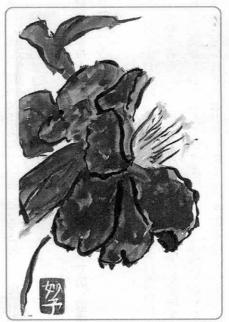
内科・在宅医療

医療法人 叡湖会

大西クリニック

理事長/院長 大西利穂

〒520-0047 大津市浜大津3丁目7-23 TEL (077) 523-5911 FAX (077) 523-5918 E-mail: eikokai_ohnishi@pop07.odn,ne.jp 携帯 090-3625-5821



野田 妙子(しがなんれん作業所)

滋賀県知事に対する要望と回答

平成二十年度要望

平成十九年九月十四日滋難連第十三号

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

滋賀県難病連絡協議会特定非営利活動法人

理事長 森 幸子

平成二十年度 社会福祉施策に対する要望書

た。平成二十年度に向けて検討をしていただきたい難病患者の要望をまとめまし

条約」案が合意され、二〇〇六年十二月十三日国連総会で採択されました。とが決められました。また、今年八月二十五日国連特別委員会で「障害者の権利とが決められました。また、今年八月二十五日国連特別委員会で「障害者の権利とが決められました。また、今年八月二十五日国連特別委員会で「障害者の権利とが決められました。国内では、障害者基本法の抜本的な改正が二〇〇四年六月にされ、第二十三条に難病等の施策をきめ細かく推進するよう努めることが決められました。

ばます。 送賀県においても障害者施策が総合的に進められるよう特にお願い申し上との適切な連携のもとに障害者施策が総合的に進められるよう特にお願い申し上が進む中で、ますます自治体の計画作りの重要性が増しているもとで、県と市町が進む中で、ますます自治体の計画作りの重要性が増しているもとで、県と市町が進む中で、ますます自治体の計画作りの重要性が増しているもとで、県と市町が進む中で、まずまでは、地の障害が進むがあります。

られてきた文書での回答を是非お願いします。 難病が法制化されていない現状での要望書の提出です。昭和五十九年以来続け

一・滋賀県における難病対策基本計画を策定してください。

難病に関する基本的な法律が定められていない現状のもとで、私たち難病患者・家族は滋賀県における難病者にたいする施策が今後どのような計画のもとで進め家族は滋賀県における難病者にたいする施策が今後どのような計画のもとで進めるに、「直ちに策定することは難しいと考えています。平成十七年三月二十四日にいただいた回答では、「基本計画の策定に努めたい」と答えて頂きました。既に二年以上の歳月が過ぎ去っています。平成十九年三月三十日いただいた回答では、「直ちに策定することは難しいと考えています」となっています。このような回答の変更に対し、何の説明もなく回答されることに、滋賀県としての姿勢うな回答の変更に対し、何の説明もなく回答されることに、滋賀県としての姿勢らな回答の変更に対し、何の説明もなく回答されることに、滋賀県としての姿勢らな回答の変更に対し、何の説明もなく回答されることに、滋賀県としての姿勢が定域に関する基本的な法律が定められていない現状のもとで、私たち難病患者・定疑問をもたざるを得ません。

ていただきたい。二・滋賀県難病対策推進協議会を開催し、難病対策について広く協議する場を持っ

だき、推進することが大切と思います。

難病相談事業に要する経費に対し補助を復活されたい。センターや保健所など他機関では担えない内容のものが多くあります。当会の三:NPO法人滋賀県難病連絡協議会が実施する難病相談事業は、難病相談支援

平成十八年二月十五日前国松知事に会い平成十七年度まで交付されていた前記をのかと思い悩んでいます。助成金の復活を要望します。

四・在宅療養について

① 災害時における難病患者への対策について

応できるシステムを作ってください。

でいるのか、詳細に説明いただくとともに、予測できる災害に対し、心配なく対器装着や在宅酸素療法などの利用時の停電等に対し、どのような対策が講じられいるのか、詳細に説明いただくとともに、予測できる災害に対し、心配なく対器装着や在宅酸素療法などの利用時の停電等に対し、どのような対策が講じられているの間の中越沖地震災害を見ていると、特に在宅で療養している難病患者等が

下のどの地域に住んでいても保障されるようにしていただきたい。② 重症難病患者が地域で暮らし続けるための、きめの細かい在宅支援を、県

進事業を進められています。どんなに重症な難病患者であっても、滋賀県下のど活が継続できるよう、検討を続けてこられました。また、保健所では難病特別推滋賀県におかれては、重度の難病患者等が、住みなれた地域で安心して療養生

度でどのような支援が提供でき、何が足りないのか、モデルを設定してご教導願大津市に住んでいて、人工呼吸器を装着して暮らしていたとする時に、現行の制なければならないと考えます。仮に一人暮らしの重症難病患者(ALS患者)が、の地域に暮らしていても、支援が受けられ、安心して療養生活が送れるようにし

③ 全市町で「難病患者等居宅生活支援事業」の実施を

いたい。

だき普及に努力してください。

がき、どのような場合に利用できるのかマニュアルなども作成していたがでいただき、どのような場合に利用できるのかマニュアルなども作成していた家族が当該事業の存在そのものを知らないと考えられます。先進地の経験にも学えてはいますが、その利用状況は大変少ない現状です。その理由として、患者やたき、患者の推進についてはご苦労されているとこととは存じます。実施市町は増

五、「滋賀県重症難病患者入院施設確保事業」について

を如何にして打開しようと考えておられるのか、明らかにしていただきたい。例えば筋萎縮性側索硬化症の患者が必要な時に、必要な期間入院できる施設はあ本事業は入院を必要とする難病患者の入院施設を確保するところにありますが、

ていただきたい。
きるセンターとなるよう配慮され、またその機能が十分に発揮できるようにし六、「滋賀県難病相談・支援センター」の設置については、誰もが気軽に利用で

機能するように調整に努めてください。() 難病相談・支援センターが、既存する関係機関と連携を密に持ち、有機的に

族のニーズにあった内容となるようお願いします。各保健所で実施される難病相談や医療活動、交流会等においては、患者・家

られるよう健康推進課においてご配意いただきたい。 一ついては、これらの有機的連携構築のために、関係者が相談して事業が進め

- 条件を改善されるようお願いします。ついては、土日の開所が必須です。利用者が気軽に利用できるよう土日の開所の、難病相談・支援センターの利用、および講演会、相談会、交流会等の開催に
- あり、また正面玄関に回るためには坂道になっています。 3 利用しやすい駐車場を確保してください。会館の裏の駐車場からは、階段が
- す。人材確保のための人件費を保障してください。(4) センター運営のためには、常時最低三人体制で運営することが必要と考えま
- 難病患者の就労の機会について滋賀県として具体的な進め方をご教示くださ5)難病患者にも就労の機会を保障してください。

えています」となっています。早急に利用できるようご配意いただきたい。答では、「県立施設での利用サービスを受けていただけるよう検討したいと考社会に参加する条件を整えてください。平成十九年三月三十日にいただいた回難病患者が社会参加の有力な手段として難病手帳が活用できるよう、滋賀県と七、「難病患者手帳」を難病患者の社会参加の手段として活用することについて

家族の現状を考えて対応していただきたい。八、特定疾患医療受給者証の更新手続き等各種難病施策の受給に際しては、患者・

難病患者は果てしない、つぎつぎ進行する症状のわが身を見て療養生活をして

(公表されているものとしては二十周年シンポジウムの家族の発言参照)行政窓口における対応に、「難病を理解して欲しい」との声が寄せられています。います。特定疾患医療受給者証の申請、更新をはじめ、各難病施策利用に際し、

関係窓口担当者等に対する研修など考えていただきたい。一ついては、難病患者・家族への対応に関し、保健所や市町、ハローワーク等の

九・各患者団体からの要望

(日本てんかん協会 滋賀県支部)

だきたい。 成人のてんかん医療体制について、外来診療、入院体制ともに充実していた

(京都スモンの会 滋賀支部)

- 対応をお願いします。

 対応をお願いします。

 が応をお願いします。

 が応をお願いします。
- (4) スモン採暖費を灯油等の値上がりに対応できるようにしてください。療受給者手帳が全医療機関で使用できるようにしてください。に伴い医療への依存も増加し、入退院を繰り返す状況にあります。特定疾患医

(日本リウマチ友の会 滋賀支部)

(1) すでに承認されている治療薬が、必要な患者に使えるよう治療費を助成して

ください。

(2)変動を考慮し、 介護保険制度の要介護認定では、 かつ、リウマチ患者が必要とする介護サービスを拡充してくだ リウマチの特性である痛みや変形、 症状の

(全国筋無力症友の会 滋賀支部)

僅かで、 関係者のご努力の積み重ねによって医療の進展があり、呼吸困難「クリーゼ」 として軽症で済む割合が増したとはいえ、完全に回復して医療に決別できる人は 患者によって効果に大変な違いがあり、それが患者の明暗を分けています。 択肢が多くなり、平均として軽症で済む割合が増したと思われます。 生命を落とさずに済むようになり、地方でも早期診断が進み、更に治療方法の選 しかしその一方で、未だにその成果の恩恵に浴せない患者は少なくありません。 初期に特定疾患に指定された重症筋無力症は、研究班の先生方をはじめ多くの 日頃の重症筋無力症への取り組みに深く感謝申し上げます。 副作用に悩む多くの患者がいます。 で

- (1)方法について見直しが進められていますが、対象疾患の見直しについては、 症筋無力症患者の多くが強い危惧を抱いております。 現在厚生労働省特定疾患対策懇談会において、特定疾患治療研究事業の実施 重
- 患者の実態を汲み取っていただき、重症筋無力症が引き続き特定疾患治療研究事 業として取り扱われるよう、 国に働きかけてください。
- (2)筋無力症のみの患者交流ができるよう各保健所で計画してください。 これまで神経筋疾患全般の交流会が各保健所で開催されてきましたが、 支部としてお手伝いできることはさせていただく所存です。 重症

(日本ALS協会滋賀県支部

することになり、これまで母親の手を借り、工夫をしつつ在宅生活を続けていた 日本ALS協会滋賀県支部長前田重一は、 三月 干一旦 認知症で目が放せなかった母親が介護保険施設に入所 母一人子一人の二人暮らしであった。

> かない状態であった。やむなく、医療的な処置は必要ないが、 歩行器を使って、かろうじて伝い歩きができる程度で、 前田は、 車椅子での移動となっている。 紫香楽病院に入院となった。現在の症状は、歩行器による歩行は不可能となり、 母親の施設入所により、在宅での生活が困難となった。当時の症状は、 両手の機能はほとんど動 甲南病院を経て、

仕組みがない。 当面、 る。前田支部長は当面、 本人の希望は在宅での生活である。しかし、 現状を改善するために次のことを要望します。 家族がいたとしても家族が犠牲となって必死に支えている現状で 長期に入所できる施設の実現を切望している。 現状では地域にそれを可能にする

あ

目標を示していただきたい。 当事者の意見を良くきいた上で、 難病対策基本計画の策定 難病対策基本計画を策定し、 具体的な数値

2. 滋賀県難病対策推進会議の開催

文字通り、 二000年と二00 滋賀県全体の難病施策を検討、 一年、二回の開催のまま、 推進する場として機能させていただ 開催されていないこの会議を

3. きたい。 くことが予測されるもとで、 での受け入れはきわめて困難な状況にある。今後ますます医療難民が増えてい 滋賀県独自のシステムを作り入院先の確保をしていただきたい。 体的で活用しやすい施策が求められている。福祉施策との融合を視野にいれて、 には、重症難病患者ケアについて直接的な指導を行うシステムの導入など、具 けでなく、療養病床を持つ病院での受け入れを拡大する必要がある。そのため 医療機関におけるレスパイト入院についてみると、現状における急性期病院 重症難病患者のレスパイト入院は、 急性期病院だ

- 4. から難病担当保健師の加配をしていただきたい。 症難病患者に合った支援がかなり困難な状況にあると思われる。そうした現状 保健所における難病担当保健師は難病以外の業務も担当しており、
- 5 必要であり、 病状進行の早いALSは、 保健所の難病患者在宅療養支援の一つである「療養支援計画策定 先を見越したケアプランやそれに伴う支援体制

怜子(しがなんれん作業所)

企画から印刷まで 印刷のアドバイザー

- ポスター、機関誌・紙、記念誌、 議案書、資料冊子など
- 求人広告・ビラは企画・印刷・折 込みまで一括請け負います

〒520-0001 大津市蓮池町6-23 TEL 077-524-6771 FAX 077-527-2990

> 作ってみませんか? 自分史・家族史

働くものの立場にたつ 民主的医療を めざしています

滋賀民医連

大津市昭和町 2-17 **〒** 520-0817 きょーえぇ2階 077(526)8149 FAX 077(526)8149

地域に広がる医療・福祉・介護のネットワーク

- ●ぜぜ診療所●坂本民主診療所●こびらい生協診療所
- 護老人保健施設日和の里●ぜぜ在宅ケアステ ン陽だまり(訪問看護ステーション●ヘルパーステ イサービスセンター) ●訪問看護ステーションコ スモス: なないろ●ヘルパーステーションなないろ●デ イサービスセンターにじの家:ほっこり

滋賀県と

して支援体制確保のためにどのように取り組んでいただけるのかお考えをお聞

提供事業所がなければ成り立ちません。

。 続けるためには、二十四時間

それに見合うサービス

評価事業」を全ALS患者に当てはめて、

ケアマネ

ージャ

と共にALS患者

能するよう市町に指導援助を強化していただきたい。 関並びに支援サービス提供者等への周知と共に、

等の痰吸引介護者の確保をしていただきたい。

難病患者等居宅生活支援事業が有効に実施されるため

全市

町で有効にこの事業が

に

患者

平成18年度 特定疾患医療受給者証所持者数(滋賀県2次医療圏別)

(単位:人)

番号	疾 患 名	大津	湖南	甲賀	東近江	湖東	湖北	湖西	合計
1	ベーチェット病	34	34	14	21	10	20	4	137
2	多発性硬化症	30	24	11	13	15	21	4	118
3	重症筋無力症	39	26	15	30	12	18	7	147
4	全身性エリテマトーデス	111	96	45	83	42	63	16	456
5	スモン	6	5	1	3	3	1	0	19
6	再生不良性貧血	28	21	8	- 24	20	17	4	122
7	サルコイドージス	47	33	13	26	16	24	. 13	172
8	筋萎縮性側索硬化症	14	26	9	8	12	12	1	82
9	強皮症・皮膚筋炎および多発性筋炎	62	57	39	52	35	42	21	308
10	特発性血小板減少性紫斑病	53	46	25	36	35	24	12	231
11	結節性動脈周囲炎	14	7	6	13	- 6	2	3	51
12	潰瘍性大腸炎	316	221	87	169	100	120	30	1,043
13	大動脈炎症候群	6	10	7	6	8	3	2	42
14	ビュルガー病	20	12	18	10	6	6	1	73
15	天疱瘡	10	5	2	3	5	5	1	31
16	脊髄小脳変性症	38	25	21	38	36	24	11	193
17	クローン病	61	62	27	53	30	26	12	271
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	1	1 1	0	2
19	悪性関節リュウマチ	14	18	1	3	6	2	3	47
20	パーキンソン病(本態性)	273	181	116	143	134	155	35	1,037
21	アミロイドーシス (原発性)	4	1	0	- 1	2	0	1	9
22	後縦靱帯骨化症	58	48	28	48	40	32	19	273
23	ハンチントン病	4	1	1	2	1	0	0	9
24	モヤモヤ病 (ウイリス動脈輪閉塞症)	23	18	14	13	14	10	2	94
25	ウェゲナー肉芽腫症	1	5	3	0	0	2	0	11
26	特発性拡張型心筋症	109	86	32	37	50	- 20	21	355
27	シャイ・ドレーガー症候群	28	22	8	16	13	15	4	106
28	表皮水疱症	1	0	0	0	0	0	0	1
29	膿疱性乾癬	4	3	0	5	2	1	0	15
30	広範脊柱管狭窄症	9	7	4	7	5	3	2	37
31	原発性胆汁性肝硬変	42	30	7	25	18	11	6	139
32	重症急性膵炎	4	2	6	4	1	2	0	19
33	特発性大髄骨頭壊死症	42	36	17	28	26	14	4	167
34	混合性結合組織症	20	17	8	6	5	10	4	70
35	原発性免疫不全症候群	1	0	0	3	1	1	0	6
36	特発性間質性肺炎	14	1	3	3	6	3	0	30
37	網膜色素変性症	51	56	30	29	20	23	17	226
38	プリオン病	0	1	0	1	2	0	0	4
39	原発性肺高血圧症	3	5	0	2	1	0	0	11
40	神経線維腫症	9	4	5	2	6	4	1	31
41	亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0	0	0	0
42	バット・キアリ (Budd-Chiari) 症候群	4	1	0	1	0	0	0	6
43	特発性慢性性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	3	1	0	2	0	0	0	6
44	ライソゾーム病(ファブリー[Fabry]病含む)	1	2	0	2	0	1	0	6
45	副腎白質ジストロフィー	0	1	0	0	0	0	0	1
-	合 計	1,611	1,257	631	971	745	738	261	6,214

(平成19年3月31日現在)

特定疾患医療受給者証交付件数

疾病	# da #2	中长年日日	平成17年度		平成18年度	
番号	疾 患 名	実施年月日	増加数	件数	増加数	件 数
1	ベーチェット病	昭和47年4月1日	210	16,627	11	16,638
2	多発性硬化症	昭和48年4月1日	695	11,451	487	11,938
3	重症筋無力症	昭和47年4月1日	575	14,337	514	14,851
4	全身性エリテマトーデス	昭和47年4月1日	1,214	53,409	416	53,825
5	スモン	昭和47年4月1日	-44	1,996	-70	1,926
6	再生不良性貧血	昭和48年4月1日	-248	8,997	13	9,010
7	サルコイドーシス	昭和49年10月1日	-189	17,900	53	17,953
8	筋萎縮性側索硬化症	昭和49年10月1日	295	7,302	393	7,695
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	昭和49年10月1日	1,578	34,592	1,518	36,110
10	特発性血小板減少性紫斑病	昭和49年10月1日	-1,822	23,971	-775	23,196
11	結節性動脈周囲炎	昭和50年10月1日	425	4,653	506	5,159
12	潰瘍性大腸炎	昭和50年10月1日	5,142	85,453	5,174	90,627
13	大動脈炎症候群	昭和50年10月1日	66	5,269	-36	5,233
14	ビュルガー病	昭和50年10月1日	-271	8,371	-250	8,121
15	天疱瘡	昭和50年10月1日	191	3,695	148	3,843
16	脊髄小脳変性症	昭和51年10月1日	1,138	19,085	863	19,948
17	クローン病	昭和51年10月1日	1,208	24,396	1,304	25,700
	難治性の肝炎のうち劇症肝炎	昭和51年10月1日	-14	263	-18	245
18		昭和52年10月1日	173	5,345	221	5,566
19	悪性関節リウマチ	四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	6,325	81,351	5,101	86,452
20	パーキンソン病関連疾患	亚比红红	0,323	01,001	3,101	00,402
	1)進行性核上性麻痺	平成15年10月1日		10 th 8 T		
	2)大脳皮質基底核変性症	平成15年10月1日				
LT.	3)パーキンソン病	昭和53年10月1日	-	1.070	0.5	1 100
21	アミロイドーシス	昭和54年10月1日	65	1,078	85	1,163
22	後縦靱帯骨化症	昭和55年12月1日	893	23,393	1,631	25,024
23	ハンチントン病	昭和56年10月1日	16	688	17	705
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	昭和57年1月1日	45	10,812	118	10,930
25	ウェゲナー肉芽腫症	昭和59年1月1日	83	1,190	77	1,267
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	昭和60年1月1日	2,434	18,771	-135	18,636
27	多系統萎縮症		424	9,309	470	9,779
	1)線条体黒質変性症	平成15年10月1日	-		Dayles Til	
	2)オリーブ橋小脳萎縮症	昭和51年10月1日				SET -A
	3)シャイ・ドレーガー症候群	昭和61年1月1日				
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	昭和62年1月1日	1	323	4	327
29	膿疱性乾癬	昭和63年1月1日	42	1,468	19	1,487
30	広範脊柱管狭窄症	昭和64年1月1日	233	2,758	254	3,012
31	原発性胆汁性肝硬変	平成2年1月1日	868	14,014	368	14,382
32	重症急性膵炎	平成3年1月1日	-91	1,094	75	1,169
33	特発性大腿骨頭壊死症	平成4年1月1日	90	11,166	382	11,548
34	混合性結合組織病	平成5年1月1日	450	7,508	329	7,83
35	原発性免疫不全症候群	平成6年1月1日	-14	1,067	-2	1,068
36	特発性間質性肺炎	平成07年1月1日	684	4,396	-230	4,166
37	網膜色素変性症	平成08年1月1日	862	23,404	534	23,938
38	プリオン病	4.1-11-11	7	321	11	332
39	原発性肺高血圧症	平成10年1月1日	95	853	108	961
40	神経線維腫症	平成10年5月1日	130	2,123	154	2,27
41	亜急性硬化性全脳炎	平成10年12月1日	-7	97	3	100
42	バッド・キアリ(Budd-chiari)症候群	平成10年12月1日	20	234	2	23
43	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	平成10年12月1日	100	711	89	80
44	ライソゾーム病(ファブリー(Fabry)病含む)	1 /21-2 1/3 - H	51	459	37	490
45	副腎白質ジストロフィー	平成12年4月1日	16	148	3	15
10	合 計		24,144	565,848	19,976	585,824

特定疾患調査研究対象疾患一覧表(123疾患)

疾患番号	疾 患 名	疾患番号	疾 患 名	疾患	疾 患 名
1	脊髓小脳変性症	42	ADH分泌異常症	83	肝内胆管障害
2	シャイ・ドレーガー症候群	43	中枢性摂食異常症	84	膵嚢胞線維症
3	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	44	原発性アルドステロン症	85	重症急性膵炎
4	正常圧水頭症	45	偽性低アルドステロン症	86	慢性膵炎
5	多発性硬化症	46	グルココルチコイド抵抗症	87	アミロイドーシス
6	重症筋無力症	47	副腎酵素欠損症	88	ベーチェット病
7	ギラン・バレー症候群	48	副腎低形成(アジソン病)	89	全身性エリテマトーデス
8	フィッシャー症候群	49	偽性副甲状腺機能低下症	90	多発性筋炎 • 皮膚筋炎
9	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	50	ビタミンD受容機構異常症	91	シェーグレン症候群
10	多発限局性運動性末梢神経炎 (ルイス・サムナー症候群)	51	TSH受容体異常症	92	成人スティル病
11	単クローン抗体を伴う末梢神経炎 (クロウ・フカセ症候群)	52	甲状腺ホルモン不応症	93	高安病(大動脈炎症候群)
12	筋萎縮性側索硬化症	53	再生不良性貧血	94	バージャー病
13	脊髄性進行性筋萎縮症	54	溶血性貧血	95	結節性多発動脈炎
14	球脊髄性筋萎縮症 (Kennedy-Alter-Sung病)	55	不応性貧血(骨髄異形成症候群)	96	ウェゲナー肉芽腫症
15	脊髓空洞症	56	骨髓線維症	97	アレルギー性肉芽腫性血管炎
16	パーキンソン病	57	特発性血栓症	98	悪性関節リウマチ
17	ハンチントン病	58	血栓性血小板減少性紫斑病(TTP)	99	側頭動脈炎
18	進行性核上性麻痺	59	特発性血小板減少性紫斑病	100	抗リン脂質抗体症候群
19	線条体黒質変性症	60	I g A 腎症	101	強皮症
20	ペルオキシソーム病	61	急速進行性糸球体腎炎	102	好酸球性筋膜炎
21	ライソゾーム病	62	難治性ネフローゼ症候群	103	硬化性萎縮性苔癬
22	クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)	63	多発性嚢胞腎	104	原発性免疫不全症候群
23	ゲルストマン・ストロイスラー・ シャインカー病(GSS)	64	肥大型心筋症	105	若年性肺気腫
24	致死性家族性不眠症	65	拡張型心筋症	106	ヒスチオサイトーシスX
25	亜急性硬化性全脳炎(SSPE)	66	拘束型心筋症	107	肥満低換気症候群
26	進行性多巣性白質脳症(PML)	67	ミトコンドリア病	108	肺胞低換気症候群
27	後縦靭帯骨化症	68	Fabry病	109	原発性肺高血圧症
28	黄色靭帯骨化症	69	家族性突然死症候群	110	慢性肺血栓塞栓症
29	前縦靭帯骨化症	70	原発性高脂血症	111	混合性結合組織病
30	広範脊柱管狭窄症	71	特発性間質性肺炎	112	神経線維腫症 I 型 (レックリングハウゼン病)
31	特発性大腿骨頭壊死症	72	サルコイドーシス	113	神経線維腫症Ⅱ型
32	特発性ステロイド性骨壊死症	73	びまん性汎細気管支炎	114	結節性硬化症(プリングル病)
33	網膜色素変性症	74	潰瘍性大腸炎	115	表皮水疱症
34	加齢黄斑変性	75	クローン病	116	膿疱性乾癬
35	難治性視神経症	76	自己免疫性肝炎	117	天疱瘡
36	突発性難聴	77	原発性胆汁性肝硬変	118	大脳皮質基底核変性症
37	特発性両側性感音難聴	78	劇症肝炎	119	重症多形渗出性紅斑(急性期)
38	メニエール病	79	特発性門脈圧亢進症	120	肺リンパ脈管筋腫症(LAM)
39	遅発性内リンパ水腫	80	肝外門脈閉塞症	121	進行性骨化性線維異形成症(FOP)
40	PRL分泌異常症	81	Budd-Chiari症候群	122	色素性乾皮症(XP)
41	ゴナドトロピン分泌異常症	82	肝内結石症	123	スモン

難病患者等居宅生活支援事業実施状況

平成19年9月現在

事業を実施している 市 町 名	難病患者等ホーム ヘルプサービス事業	難 病 患 者 等 短 期 入 所 事 業	難病患者等日常生活 用 具 給 付 事 業
大 津 市	0		0
草 津 市	0	0	0
守 山 市			0
野 洲 市	0		0
栗 東 市			011
甲賀市	0 = 4 = 4	0	
湖 南 市	0	0	0
近江八幡市	0	0	0
東近江市	0	0	0
彦 根 市			0-1-
米 原 市	0	0	0
長 浜 市	0	0	0
高 島 市	0		Oracle
安 土 町	TECONOMINATE NAMED AND ADMITS AND		0
日 野 町			0
竜 王 町	0		0
愛 荘 町	0	0	0
虎 姫 町	0		
湖 北 町	0	0	0
高 月 町	0	0	0 4
木之本町	0	Table III O III	0
余 呉 町		Telligheisenber Der 1	
西浅井町	0	0	0

- 1) 当事業の利用を希望される場合には、実施市町または管轄する保健所へご相談ください。
- 2) 現在実施していない市町やサービスであっても、希望者があれば実施できる場合もありますので、くわしくは最寄りの市町にご相談下さい。

難病患者等居宅生活支援事業

難病患者等居宅生活支援事業(平成9年から開始)は、患者のQOLの向上のために、療養生活支援を目的とした事業を実施し、地域における難病患者等の自立と社会参加の促進を図っています。

詳しいお問い合わせ等は、市町担当課へご相談ください。

- 1. 難病患者等ホームヘルプサービス事業
- 2. 難病患者等短期入所(ショートステイ)事業
- 3. 難病患者等日常生活用具給付事業
- 4. 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

上記、1~3の事業の対象者は、次のすべての要件を満たす者です。

- (1) 日常生活を営むのに支障があり、介護等のサービスの提供を必要とする者。
- (2) 難治性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)の対象疾患(123疾患)および関節 リウマチの患者。
- (3) 在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断されている者。
- (4) 老人福祉法、身体障害者福祉法、介護保険法などの施策の対象でないこと。

難病対策要綱

47 年10 月 厚 生 省

いわゆる難病については、従来これを統一的な施策の対策としてとりあげていなかったが、難病患者 のおかれている状況にかんがみ、総合的な難病対策を実施するものとする。

難病対策として取り上げるべき疾病の範囲についてはいろいろな考え方があるが、次のように整理する。

- (1) 原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病(例:ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス)
- (2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病(例:小児がん、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそく、進行性筋ジストロフィー、腎不全(人工透析対象者)、小児異常行動、重症心身障害児)

対策の進め方としては、次の三点を柱として考え、このほか福祉サービスの面にも配慮していくこと とする。

- (1) 調査研究の推進
- (2) 医療施設の整備
- (3) 医療費の自己負担の解消

なお、ねたきり老人、がんなど、すでに別個の対策の体系が存するものについては、この対策から、 除外する。

日本の難病対策は、1955年頃から原因不明の神経病として発生したスモンが1967~68年頃に全国的に多発し、社会問題となりました。スモン患者の運動により、厚生省はスモン協議会を設置し、検討を開始しました。1970年9月キノホルム製剤の販売を中止したといころ、以降新患者発生が激減しました。厚生省は1972年6月特定疾患対策懇談会を設置し、1972年10月「難病対策要綱」を制定したのです。





竹口 有紀(しがなんれん作業所)

難病対策の概要

難病対策については、……昭和47年に定められた「難病対策要綱」を踏まえ各種の事業を推進している。

	平成19年度予算額	1,147億円(平成18年度予算額 1,134億円)	
	対策の進め方	事業の種類	
	[平成19年度予算額	60億円(平成18年度予算額 53億円)〕	7
難病対策として取り上げる疾患の範囲〉	(1) 調査研究の推進	厚生労働科学研究 (難治性疾患克服研究) (健 康 (ヒトゲノム再生医療等研究) (″ (免疫アレルギー疾患予防・治療研究) (″ (障害保健福祉総合研究) (障 害 保 健 福 (子ども家庭総合研究) (雇用均等・児童	
1) 原因不明、治療方法未確立で あり、かつ、後遺症を残すお それが少なくない疾病		精神·神経疾患研究 (医 政 局 国 立 新	身院 課) ———
例:ベーチェット病、重症筋	[平成19年度予算額	171億円(平成18年度予算額 179億円)〕	
無力症、再生不良性貧血、悪性関節リウマチ	(2) 医療施設等の整備	国立精神・神経センター経費(医政局国立系 重症難病患者拠点・協力病院設備(健康 独立行政法人国立病院機構の医療機器整備等	病院課) 局)
		(独立国立病) 重症心身障害児(者)施設整備(" 進行性筋萎縮症児(者)施設整備("	完機構))
	〔平成19年度予算額	906億円(平成18年度予算額 891億円)〕	
	(3) 医療費の自己負担 の軽減	特定疾患治療研究 (健 康 小児慢性特定疾患治療研究 (雇用均等・児童育成医療 (障害保健福	Park Investor
(2) 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神		更生医療 (" 重症心身障害児(者)措置 (" 進行性筋萎縮症児(者)措置 ("	
的にも負担の大きい疾病	[平成19年度予算額	7億円(平成18年度予算額 7億円)〕	
例:小児がん、小児慢性腎炎 ネフローゼ、小児ぜんそく、 進行性筋ジストロフィー、 腎不全(人工透析対象者)	(4) 地域における保健 医療福祉の充実・ 連携	難病特別対策推進事業 (健 康 難病相談・支援センター事業 (パ 特定疾患医療従事者研修事業 (パ 難病情報センター事業 (パ	局
	〔平成19年度予算額	3億円(平成18年度予算額 4億円)〕	¥.
	(5) QOLの向上をめ	難病患者等居宅生活支援事業 (健 康	局)

難病特別対策推進事業について

平成10年4月9日健医発第635号 各都道府県知事、政令市長、特別区長宛 原生省保険医療局長通知

最終一部改正 平成19年7月10日健発第0710001号 厚生労働省健康局長通知

別紙

難病特別対策推進事業実施要綱

第1 目的

難病特別以策権進事業は、難病患者(厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患をいう。以下同じ。)等に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族(以下「患者等」という。) の生活の質 (Quality of Life: QOL) の向上に資することを目的とする。

第2 難病相談・支援センター事業

1 概要

地域で生活する患者等の日常生活における相談・支援 地域交流活動の促進及び就労支援など を行う拠点施設として、難府相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推走するものとする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

3 実施方法

都道府県は、難病相談・支援センターを設置し、次の事業を行うものとする。

(1) 各種相談支援

電話、面談、日常生活用具の展示等により、療養、日常生活、各種公的手続き等に対する相談・ 支援及び生活情報 (住居、就労、公共サービス等) の提供等を行うこと。

(2) 地域交流会等の(自主)活動に対する支援

レクリエーション、患者等の自主的な活動、地域住民や患者団体との交流等を図るための場の 提供支援、医療関係者等を交えた意見交換会やセミナー等の活動支援を行うとともに、地域にお けるボランティアの育成に努めること。

(3) 就労支援

1

実施主体は、都道府県(厚生労働大臣が認めた場合に限る。)どする。

3 実施方法

2 実施主体

(1) 難病患者就労支援協議会の設置

都道府県は、難陶相談・支援センターに、医療機関、保健所、労働関係機関等の関係者による 難廃患者就労支援協議会を設置するものとする。

(2) 定義

①この事業において「就労支援員」とは難病患者の就労が円滑に行うことができるよう助言、指 導等を行う者をいう

②この事業において「就労支援協力員」とは、難病患者を受け入れる事業者をいう

③この事業において「モデル事業対象者」とは、本事業の対象となる者をいう

(3) 難病患者就労支援協議会の役割

難消患者就労支援協議会は、円滑な事業の推進に資するため、就労支援員を設置するとともに、 次の業務を行うものとする。

- ア 本事業の対象となる患者 (モデル事業対象者) の選定をおこなうこと。
- イ 受け入れ事業者 (就労支援協力員) の選定を行うこと。
- ウ 就労支援協力員からの報告に基づき難病患者の就労環境について検討を行うこと。
- (4) 就労支援協力員は、モデル事業対象者の就労のための支援状況及び勤労状況等について、難病 患者就労支援協議会へ報告を行うものとする。
- (5) 都道府県は、(4)の報告に基づき、モデル事業対象者の勤労状況等について国へ報告を行うものとする。

第3 重症難病患者入院施設確保事業

1 概要

入炭治療が必要となった重定難病患者(病状の悪化等の理由により、居宅での療養が極めて困難な状況となった難病患者をいう。以下、重定難病患者入院施設確保事業において同じ。)に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図るものとする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

3 実施方法

都適府県は、市区町村等の関係団体の協力を得ながら、難病医療連絡協議会を設置するととも に、概ね二次医療圏ごとに1か所ずつの難病医療協力病院(以下「協力病院」という。)を整備し、 そのうち原則として1か所を壁柄医療拠点病院(以下「拠点病院」という。) に指定し、重症難病 患者のための入院施設の確保を行うものとする。

3

難病患者の就労支援に資するため、公共職業安定所等関係機関と連携を図り、必要な相談・援助、情報提供等を行うこと。

(4) 講演・研修会の開催

医療従事者等を講師とした患者等に対する講演会の開催や、保健・医療・福祉サービスの実施 機関等の職員に対する各種研修会を行うこと。

(5) その他

特定の疾患の関係者に留まらず、地域の実情に応じた創意工夫に基づく地域支援対策事業を行うこと。

職員の配置

- (1) この事業を行うに当たり、あらかじめ管理責任者を定めておくとともに、患者等に対する必要な知識・経験等を有している難病相談・支援員を配置するものとする。
- (2) 職員は、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なくその業務を通 じ知り得た個人の情報を漏らしてはならない。
- 5 利用者の負担

利用者は、飲食物費、光熱水料など個人にかかる費用を負担するものとする。

6 管理規程等の整備

管理責任者は、あらかじめ利用者の守るべき規則等を明示した管理規程を定めるものとし、利用者に周知徹底を図らなければならない。

7 構造及び設備

- (1) この事業の実施に当たっては、パリアフリーに配慮した次に掲げる設備を備えていることを原 則とする。
- ア 相談室
- イ 談話室
- ウ 地域交流活動室兼講演・研修室
- 工 便所、洗面所
- 才 事務室
- カ 消火設備、その他非常災害に備えるために必要な設備
 - その他、本事業に必要な設備
- (2) 建物は、建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同 条第9号の3に規定する準制火建築物とする。

第2-2. 難病患者就労支援モデル事業

1 概要

難病患者の中には、数労可能な状況にありながら、難病であるという理由で解雇され、あるい は数労の機会を失う者が少なくないことから、難病患者が執労できる環境を整備し、その円滑な 数労活動を支援することにより、腫病患者の自立促進を図るものとする。

2

(1) 難病医療連絡協議会の設置

都道府県は、地域における重症難病患者の受入を円滑に行うための基本となる拠点察院及び協 力病院の連携協力関係の構築を図るため、拠点病院、協力病院、保健所、関係市区町村等の関係 者によって構成される難病医療連絡協議会を設置するものとする。ただし、既に地域において同 様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。

(2) 難病医療連絡協議会の役割

難病医療連絡協議会は、円滑な事業の推進に資するため、保健師等の資格を有する難病医療専 門員を原則として1名配置し、次の事業を行うものとする。

- ア 難病医療の確保に関する関係機関との連絡調整を行うこと。
- イ 患者等からの各種相談 (診療、医療費、在宅ケア、心理ケア等) に応じるとともに、必要に 広じて保健所への適切な紹介や支援要請を行うこと。
- ウ 患者等からの要請に応じて拠点解読及び協力解読へ入院患者の紹介を行うなど、難解医療確 保のための連絡調整を行うこと。
- エ 拠点病院及び協力病院等の医療従事者向けに難病研修会を開催すること。
- (3) 拠点病院の役割

拠点病院は、地域の実情に応じて難病医療連絡協議会の業務を報道府県から受託するほか、協 力病院等と協力して地域における難病医療体制の拠点的機能を担う病院として、相談連絡窓口を 設置(必要に応じて相談連絡員1名を配置)し、次の事業を行うものとする。

- ア 難病医療連絡協議会が行う医療従事者向け難病研修会開催など難病医療確保のための各種事業への協力を行うこと。
- イ 協力病院等からの要請に応じて、高度の医療を要する患者の受け入れ (入院を含む。以下同 じ。) を行うこと。
- ウ 協力病院等の地域の医療機関、難病患者を受け入れている福祉施設等からの要請に応じて、 医学的な指導・助言を行うこと。
- (4) 協力病院の役割

協力病院は、難病医療連絡協議会及び拠点病院等と協力し、次の事業を行うものとする。

- ア 拠点病院等からの要請に応じて、患者の受け入れを行うこと。
- イ 地域において難病患者を受け入れている福祉施設等からの要請に応じて、医学的な指導・助 言を行うとともに、患者の受け入れを行うこと。

第4 難病患者地域支援対策推進事業

1 概3

患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細かな支援が必要な要支援難消患者 (難消を 主な要因とする身体の機能障害や長期安静の必要から日常生活に著しい支障がある在宅の難消患 者で、保健、医療及び協社の分野にわたる総合的なサービスの提供必要する患者をいう。以下、 難消患者地域支援対策推進事業において同じ。)に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健 所を中心として、地域の医療機遇、市町村福祉部局等の関係機関との連携の下に難消患者地域支 接対策推進事業を行うものとする。

4

9 実施主体

実施主体は、都道府県、地域保健法第5条に基づいて保健所を設置している市及び特別区(以下「都道府県等」という。)とする。

3 実施方法

都道府県等は、地域の実情に応じて、患者等の身近な各種の施設や制度等の社会資源を有効に活用しながら、保健所を中心として次の事業を行うものとする。

(1) 在宅療養支援計画策定・評価事業

要支援難病患者に対し、個々の患者等の実態に応じて、きめ細かな支援を行うため、対象患者 別の在宅療養支援計画を作成し、各種サービスの適切な提供に資するものとする。

また、当該支援計画については、適宜、評価を行い、その改善を図るものとする。

(2) 訪問相談事業

医療相談事業に参加できない要支援難病患者やその家族が抱える日常生活上及び療養上の悩み について、患者等のプライバシーに配慮しつつ、個別の相談、指導、助言等を行うため、保健師 や看護師等を訪問相談員として派遣するとともに、訪問相談員の確保と資質の向上を図るため、 訪問看護師等の育成を行うものとする。

(3) 医療相談事業

難病患者等の療養上の不安の解消を図るため、難病に関する専門の医師、看護師、社会福祉士 等による医療相談班を編成し、地域の状況を勘案のうえ、患者等の利用のし易さやプライバシー の保護に配慮した会場を設置し、相談事業を実施するものとする。

(4) 訪問指導(診療)事業

要支援難病患者やその家族に対して、在宅療養に必要な医学的指導等を行うため、専門の医師、 対象患者の主治医、保健師、看護師、理学療法士等による訪問指導 (診療) 班を構成し、訪問指 導 (診療) 事業を実施するものとする。

第5 神経難病患者在宅医療支援事業

1 概要

クロイツフェルト・ヤコブ病等神経難病の中には、現在、有効な治療法がなく、また診断に際しても症例が少ないため、当該神経難病患者を担当する一般診療医(以下「担当医」という。)が対応に苦慮することが非常に多いものがあることから、担当医が診療に際して、疑問を抱いた場合等に緊急に厚生労働省が指定する神経難病の専門医(以下「専門医」という。名簿は別途通知。)と連絡を取れる体制を整備するとともに、担当医の要調に応じて、都道府県、国立大学法人及び独立行政法人国立病沈機構が専門医を中心とした在宅医療支援チーム(以下「支援チーム」という。)を派遣することができる体制を整備し、もって当該神経難病患者等の療養上の不安を解消し、安定した療養生活の確保を図るものとする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構(以下「都道府県等」という。)とする。

5

明らかにし、それぞれの症状に合わせた難病対策の向上に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

3 実施方法

都道府県は、個人票の内容を解析システムを利用し、都道府県協議会 (以下「協議会」という。) に誇るための基礎資料となる1次判定結果を作成するとともに、個人票を一元的に管理する。

- (1) 特定疾患医療受給者証の交付申請昨報に添付された個人票の内容をWISHを介し解析システム に入力し、1次判定結果を作成する。
- (2) 1次判定結果を基に協議会で適性に最終判定を行う。
- (3) 協議会における最終判定結果は、各四半期末までに解析システムに入力するものとする。なお、対象患者の同意を得た個人票については、厚生労働科学研究事業難治性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)の推進のために活用する。
- (4) 都道府県において、解析システムに入力した個々の情報等は、各都道府県毎に一括管理し、対象患者の症状に応じた難病対策の向上に役立てるものとする。

第7 難病患者等居宅生活支援事業

1 概要

平成7年12月18日に総理府隊害者対策推進本部が策定した「障害者プラン」において、難 病患者等に対するホームへルプサービス等適切な介護サービスの提供の推進が拉置づけられ、さ らに、同年12月27日の公衆衛生審議会成人病難病対策部を発験内対策・専門委員会最終報告にお いて、難病患者の「QOL(生活の質)の向上を目指した福祉施策の推進」が提言されたことを 受け、難病患者等の居宅における療養生活を支援するため、難病患者等居宅生活支援事業を実施 する。

2 基本的事項

難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所事業及び難病患者等日常生活用具 給付事業(以下「難病患者等居宅生活支援事業」という。)の実施に当たっては、次の基本的事 項に留意しつつ、その推進を図ること。

(1) 目的

難病患者等居宅生活支援事業は、地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、 難病患者等の自立と社会参加を促進する観点から実施するものであること。

(2) 広報等による周知徹底

市町付は、地域住民に対し、広報等により難病患者等居宅生活支援事業の趣旨、内容、利用手 統き等について周知徹底を図り、その理解と協力を得るよう努めること。

(3) 対象者の把握

市町付は、福祉事務所、保健所、医療機関、訪問看護ステーション及び民生委員等の協力を得て、難病患者等居宅生活支援事業の対象となる難病患者等の把握に努めること。

(4) 適切かつ積極的な事業の実施

7

3 実施方法

(1) 連絡体制の整備

- ア. 都道府県は、専門医を中心とした支援チームを設置するとともに、その連絡体制を整備する ものとする。
- イ、都道府県は、担当医からの支援チームの派遣要請に基づき、専門医を中心とした支援チーム の派遣に関する調整を行い、または、国立大学法人及び独立行政法人国立病所機構(以下「国 立大学法人等」という。) に対し、支援チームの派遣に関する調整の依頼を行うものとする。
- ウ. 国立大学法人等は、イにより都道府県から依頼を受けた場合、都道府県が設置する支援チームを活用し、専門医を中心とした支援チームの派遣に関する調整を行うものとする。

(2) 支援チームの派遣

都道府県等は、支援チームの派遣に関する調整を行うとともに、支援チームを派遣するものとする。派遣された支援チームは、担当医の要請に応じ、確定診断の指導を行うほか、担当医や当該神経難病患者とその家族に対し、今後の在宅療養上の指導や助言、情報の提供等を行うものとする。

(3) 患者の確定診断

都道府県は、クロイツフェルト・ヤコブ窯の疑いのある患者の主治医から確定診断を求める要 請があった際においては、別に定めるブロック担当総括専門医と協議の上、適切な機関において 剖食等の確定診断が行えるよう支援し、または、国立大学法人等に対し、割食等の確定診断に係 る支援の依頼を行うものとする。

(4) 支援チームから都道府県等への報告

- ア. 都道府県が支援チームを派遣した場合、支援チームは、派遣を終了した後、医療支援の結果や、必要に応じて市町村への支援協力の必要性の有無等を都道府県へ報告するものとする。
- イ、国立大学法人等が支援チームを派遣した場合、支援チームは、派遣を終了した後、医療支援 の結果を国立大学法人等へ報告するものとする。
- ウ. 国立大学法人等は、イにより支援チームから報告を受けた場合、その内容を都道所県へ報告するとともに、必要に応じて市町村への支援協力の必要性の有無等を都道府県へ報告するものとする。

(5) 支援チーム派遣終了後の支援

都道府県は(4)における報告に基づき、実施要綱第2の難病相談・支援センター事業、同第3の 重症難病患者入院施設確保事業。同第4の難病患者地域支援対策推進事業を積極的に実施すると ともに、支援チーム派遣終了後の患者の在宅療養支援に努めるものとする

第6 難病患者認定適正化事業

1 概要

特定疾患治療研究事業の対象患者(以下「対象患者」という。)の認定業務の効率化を図るとと もに、難病患者動向等を全国規模で把握するため、特定疾患医療受給者証の交付申請時に添付す る臨末調査個人票(以下「個人票」という。)の内容を、厚生労働行政総合情報システム(以下「W ISH」という。)に導入されている特定疾患調査解析システム(以下「解析システム」という。) に入力することにより、厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業(特定疾患調査研究分野)を 推進するとともに、個々の情報を都道府県ごとに一元管理することで、各々の難病患者の実態を

6

市町村は、難病患者等居宅生活支援事業の実施に当たっては、その対象となる難病患者等の状況、介護の状況等当該難病患者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該難病患者等本人の意向を尊重しつつ、総合的な観点から(1)の目的を達成するために最も適切な事業及び便宜を適定(複数の事業を組み合わせる場合を含む)するとともに、事業の積極的かつ効率的な実施に努めること。

(5) 関連施策との有機的連携及び総合的な事業の実施

市町村は、難病患者等居宅生活支援事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する難病患者 地域支援対策推進事業等の難病患者等に対する諸事業その他関連施策との有機的連携の確保を図 るとともに、総合的な事業の実施に努めること。

(6) 関係機関との連携及び協力

市町村は、難病患者等居宅生活支援事業の実施に当たっては、福祉事務所、保健所、医療機関、 訪問看護ステーション及び民生委員等との連携及び協力の確保に努めること。

3 難病患者等ホームヘルブサービス事業

難病患者等ホームヘルプサービス事業の運営については、別添1「難病患者等ホームヘルプサ ービス事業運営要綱」によるものとする。

4 難病患者等短期入所事業

難病患者等短期入所事業の運営については、別添2「難病患者等短期入所事業運営要綱」によるものとする。

5 難病患者等日常生活用具給付事業

難病患者等日常生活用具給付事業の運営については、別添3「難病患者等日常生活用具給付事業運営要綱」によるものとする。

第8 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業

1 概3

難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識、 技能を有するホームヘルペーの養成を図るため、難病患者等ホームヘルペー養成研修事業を実施 する。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 対象者

① 「介護保険法施行規則」(平成11年厚生省令第36号) に定める介護職員基礎研修課程。1 級課程。2級課程。3級課程のいずれかの研修の修了者又は履修中の者

8

② 「障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業の実施について」(平成13年障発第263号社会・援護局長通知)に定める1級課程、2級課程、3級課程のいずれかの研修の修了者又は環 修中の者

③ 介護福祉士

上記の①から③のいずれかに該当する者で、原則として難病患者等ホームヘルプサービス事業 に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

4 実施方法

(1) 本研修は、別添4のカリキュラムにより特別研修を行うものとする。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することは差し支えない。

(2) 各課程の受講対象者及び研修時間は次のとおりとする。

課程	受講対象者	時間
難病基礎課程Ⅱ	介護職員基礎研修若しくは1級課程研修の修了者又は 履修中の者及び介護福祉士	特別研修6
難病基礎課程I	2級課程研修の修了者又は履修中の者及び介護福祉士	特別研修4
難病入門課程	3級課程研修の修了者又は履修中の者及び介護福祉士	特別研修 4

(3) 都道府県知事及び指定都市市長は、難病入門課程修了者が難病基礎課程Iの研修を受講する場合、難病基礎課程Iの研修科目及び研修時間のうち別添4に掲げる研修科目及び研修時間を減免することができるものとする。

(4) 修了証書の交付等

- ア 都道府県知事及び指定都市市長は、研修修了者に対し、別に定める様式に準じ修了証書及び 携帯用修了証明書を交付するものとする。
- イ 都道府県知事及び指定都市市長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、 生年月日、年齢等必要事項を記載した名簿を作成し、管理するとともに、作成後運需なく管下 市町計長に送付するものとする。

(5) 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、教材等に係る実費相当分については、参加者が負担するものとする。

(6) ホームヘルパー養成研修事業としての指定

- ア 都道府県知事及び指定都市市長は、自ら行う研修事業の他に当該都道府県、指定都市の区域 内において、社会福祉協議会、農業協同組合、福祉公社、学校法人、医療法人、老人クラブ等 が行う類似の研修事業のうち、適正な審査の結果別途定める要件をみたすものを、本通知によ る特別研修事業として指定することができるものとする。
- イ 指定された特別研修事業の実施者は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書及 び携帯用修了証明書を交付するものとする。
- ウ 都適府県知事及び指定都市市長は、研修修了者のうち、(4)のイに定める名簿への登載を希望 する者については、(4)のイに準じ適性に取り扱うものとする。

(7) その他

ア 都道府県知事及び指定都市市長は、本事業の実施に当たって、福祉人材センター、福祉人材

9

- バンク等との十分な連携を図るものとし、又、介護実習・普及センターについても活用を図る ものとする。
- イ 都道府県知事及び指定都市市長は、現にホームヘルペーとして活動している者のうち、特別 研修を受講していない者等が業務の内容に応じた質質の向上を図れるよう適切な配慮を行うも のとする
- ウ 研修の実施に当たっては、テキストに加え、副銃本の活用や視聴覚教材の活用等を図るもの とする。

第9 事業実施上の留意事項

- 1 都道府県は、難病相談・支援センター事業を実施するに当たっては、地域の実情や患者等の意 向等を踏まえ、関係機関と連携を図りつつ、患者等の利便性を十分配慮した事業の実施に努める こと。
- なお、難所相談・支援センターは、地域の実情に応じて、同一都道府県において複数箇所設置 することができるものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、重症繋病患者入院施設確保事業、難病患者地域支援対策推進事業、神経繋病患者在宅医療支援事業及び繋病患者等居宅生活支援事業を実施するに当たっては、患者等の心理状態等に十分配慮し、患者等の意見を踏まえた事業の実施に努めること。
- 3 都直府県及び市町村は、難病特別対策推進事業を実施するに当たっては、次の事項に留意する ものとすること。
- (1) 関係行政機関、医師会等の関係団体、関係医療機関等と連携を図り、その協力を得て事業の円 滑な実施に努めること。
- (2) 事業の実施上知り得た事実、特に個人が特定される情報(個人情報)については、特に慎重に 取り扱うとともに、その保護に十分配慮するよう、関係者に対して指導すること。
- (3) 地域住民及び医療関係者に対し、広報誌等を通じて事業の周知を図るものとすること。

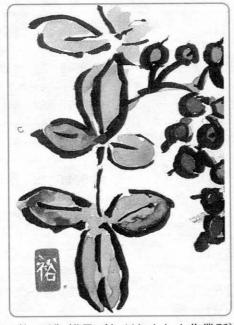
第10 成果の報告

都道府県等は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に対し、各事業の実施成果を報告するものとする。

第11 国の補助

国は、都道府県等がこの実施要綱に基づいて実施する事業のために支出した経費については、 厚生労働人臣が別に定める「保健事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づき、予算の範囲 内で補助するものとする。

10



故三浦 裕子(しがなんれん作業所)

賛助会入会のご案内

滋賀県難病連絡協議会には正会員の他に、この会の趣旨に賛同して支援していただく賛助会という組織があります。

お力をお寄せ下さい。心よりご入会を 訴えます。

> 個人 年会費 1 □ 1,000円 団体 年会費 1 □ 3,000円

郵便振替口座

00990 - 6 - 147475

難病相談員名簿

腎協	10000	団 法 人 者 福		100	₹520-0044	大津市京町四丁目 3 -28 滋賀県厚生会館別館 2 階	☎ 077−521−0313
トミス	オ	ストミ	- 協	会	〒 520-0102	大津市苗鹿二丁目29-1 (深田國男内)	☎ 077−579−1312
膠	Ш	崎	妙	子	〒 520-2304	野洲市永原1079-16	☎ 077−588−0329
	土	井	智	恵	〒 525-0065	草津市橋岡町37-2	☎ 077−564−4988
原	松	Ш	公	代	〒 521-1204	東近江市小川町274-5	☎ 0748−42−3601
病	森		幸	子	〒 520-2423	野洲市西河原380	☎ 077−589−2352
ス	林		清	子	〒 524-0054	守山市大林町447-11	☎ 077−583−2679
モン	中	西	īĒ.	弘	〒 522-0041	彦根市平田町185-3	☎ 0749−23−7941
IJ	奥	村	ひさ	子	〒 520-3013	栗東市目川487	☎ 077−552−2153
ュウ	洞		正	子	〒 529-1841	甲賀市信楽町上朝宮1450	☎ 0748−84−0148
マチ	米	谷	誉	子	〒 522-0201.	彦根市高宮町2834-2	☎ 0749−26−0627
筋	葛	城	勝	代	〒 520-0113	大津市坂本一丁目22-12	☎ 077−578−3424
無力	早	Л	文	子	〒 520-1613	高島市今津町上弘部167	☎ 0740−22−0346
病血友	佐	野	竜	介	〒 604-8491	京都市中京区西ノ京左馬寮町11-41	☎ 075-823-3611
	大	島 (神	晃 経)	司	〒 520-2352	野洲市富波乙677-14	☎ 077−586−8303
お	藤	井(神	美智経)	代	〒 523-0851	近江八幡市市井町210-2-102	☎ 0748−32−2482
お	上	田(消化	佳	子	〒 520-3013	栗東市目川390	☎ 077−552−8459
2	奥	村(消化		亨	〒 520-3031	栗東市綣三丁目 8 -23-C306	☎ 077−553−9399
05	中	野(血	佐衣液)	子	〒 521-1311	安土町下豊浦8073-2	☎ 0748−46−7227
協て	浅	野	和	Ξ	₹520-2423	野洲市西河原2382	☎ 077−585−8850
んかん	中	村		建	〒 520-0027	大津市錦織一丁目18-47	☎ 077−525−0885
ンパーキ	原	Щ	紘		〒 520-0011	大津市南志賀四丁目 5-7	☎ 077*-524-2260
1.	葛	城	貞	=	〒 520-0113	大津市坂本一丁目22-12	☎ 077−578−3424
A L	増	Ш	多美	子	₹525-0037	草津市西大路町 7-7-110	☎ 077−564−7997
S	水	江	孝	之	〒 529-1155	彦根市賀田山町775	☎ 0749−25−1083

特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会理事名簿 (2007年度)

役職名		氏	名			住	所	電話番号	所 属
理事長	森	9	幸	子	〒 520-2423	野洲市西河	原380	077-589-2352 (F077-589-4909)	膠原病
副理事長	中	西	īĒ.	弘	〒 522-0041	彦根市平田	町185-3	0749-23-7941 (F兼)	スモン
	駒	阪	博	康	〒 520-0844	大津市国分	二丁目363-24	077-533-3563 (F兼)	おおみ
常務理事	葛	城	貞	=	〒 520-0113	大津市坂本	一丁目22-12	077-578-3424 (F兼)	A L S
理事	浅	野	和	=	〒 520-2423	野洲市西河	原2235-3	077-589-5393 (職場F514-1157)	てんかん
	岩	井	初	美	〒 520-2322	野洲市近江	富士五丁目9-3	077-586-7760 (F077-587-0695)	おおみ
	上	田	友	久	〒 527-0006	東近江市建	部日吉町334	0748-22-5154 (F兼)	腎協
	大	島	晃	司	〒 520-2352	野洲市富波	∠677−14	077-586-8303 (F兼)	おおみ
	葛	城	勝	代	〒 520-0113	大津市坂本	一丁目22-12	077-578-3424 (F兼)	筋無力症
	清	原	教	子	〒 523-0896	近江八幡市	鷹飼町北4-15-7	0748-32-7221 (F兼)	膠原病
	JII	﨑	妙	子	〒 520-2304	野洲市永原	1097 – 16	077-588-0329 (F兼)	膠原病
	岸	見	明	子	〒 607-8029	京都市山科	区四ノ宮大将軍14	075-581-4680 (F兼)	賛 助 会
	小	西	敏	_	〒 520-0836	大津市杉浦	町23-26	077-534-5587 (F兼)	賛 助 会
	谷	П	玲	子	= 520-0246	大津市仰木	の里一丁目13-13	077-572-4387 (F兼)	膠原病
	中	島		健	〒 520-0852	大津市田辺	町9-27	077 - 534 - 5261	おおみ
	原	Щ	紘		〒 520-0011	大津市南志	賀四丁目 5-7	077-524-2260 (F兼)	パーキンソン
	藤	井	郁	子	〒 522-0101	大津市雄琴	三丁目25-47	077-578-4886 (F兼)	リウマチ
	牧	岡	豆	子	〒 520-0113	大津市坂本	5八丁目23-10	077-578-3865 (F兼)	リウマチ
	前	島	温	子	〒 520-0112	大津市日吉	台二丁目37-5	077-579-7847	筋無力症
	松	田	公	代	〒 521-1204	東近江市小	JII町274-5	0748-42-3601 (F兼)	膠原病
	吉	田	栄	治	〒 520-2131	大津市三大	:寺10-3-201	077-545-6333 (F兼)	パーキンソーン
監 事	中	村		建	〒 520-0027	大津市錦織	一丁目18-47	077-525-0885 (F兼)	てんかん
	洞		正	子	〒 529-1841	甲賀市信楽	町上朝宮1450	0748-84-0148 (F兼)	リウマチ
事	務	S		所		大津市京町 県厚生会館	「四丁目 3 -28 別館 2 F) Eメール s	077-510-0703 (F兼) siga-nanren@kvd.big	globe.ne.j _l
しがなん	んれ	. h	作業	美 所	〒 520-3013	栗東市目川シャトル	ハルタ104号	077-552-8197 (F兼) - ルsigananrenworkの	Dybh ne i

特定非営利活動法人 滋賀県難病連絡協議会加盟団体

社団法人 滋賀県腎臓病患者福祉協会 連絡先 〒 大津市	上田 友久	₽ -
全国膠原病友の会 滋賀支部 連絡先 〒 野洲市	森幸子	7
京都スモンの会 滋賀支部 連絡先 〒 彦根市	中西 正弘	
日本リウマチ友の会 滋賀支部 連絡先 〒 栗東市	奥村ひさ子	2
全国筋無力症友の会 滋賀支部 連絡先 〒 大津市	葛城 勝代	7
滋賀へモフィリア友の会 湖友会 連絡先 〒 京都市	佐野 竜介	7
稀少難病の会 おおみ 連絡先 〒 野洲市	岩井 初美	đ
社団法人 日本オストミー協会 滋 連絡先 〒 犬上郡	賀支部 大矢 進	
社団法人 日本てんかん協会 滋賀! 連絡先 〒 大津市	県支部 中村 建	2
全国パーキンソン病友の会 滋賀県 連絡先 〒 大津市	支部原山 紘一	•
日本ALS協会 滋賀県支部 連絡先 〒 大津市 -	葛城 貞三	7
賛助会員グループ 連絡先 〒 大津市	小西 敏一	2

社団法人滋賀県腎臓病患者福祉協会

設 立 年 月 日	昭和45年9月17日(法人許可平成5年9月20日)
主な疾病	慢性腎不全
事 78 務 97 局 7	
代 表 者 名	上田 友久
全国団体名	社団法人全国腎臓病協議会
全国団体住所	〒170-0002 東京都豊島区巣鴨─丁目20-9 巣鴨ファーストビル3F ☎03-5395-2631 FAX 03-5395-2831
県内推定患者数	2,200名
発生患者の多い年代	50~60才代 平均61才
男 女 の 比 率	男:女=5:5
機関紙(誌)名	「みずうみ」年1回、全国誌「ぜんじんきょう」奇数年月6回
会 費 (年額)	6,000円(全国会費を含む)

慢性腎不全とは、腎臓機能が著しく低下し、最後には尿毒症を併発して死に至る恐ろしい病気です。 腎不全になると、血液透析療法または腎臓移植を受けるしか方法はありません。しかし透析療法は高額 な医療費を必要とするために、この治療が始まった約20年前は「金の切れ目が命の切れ目」と言われ、 多くの患者がなすすべもなく死んで行きました。

誰でも安心して透析が受けられるようにとの願いのもとに、全国各地に腎臓病疾患の会が発足して社団法人全国腎臓病協議会へと発展して行きました。

医療費の国庫負担と透析施設の増設等の運動を進めてきました。その結果、身体障害者手帳の交付、障害者医療給付制度、人工透析施設の増設、障害者年金の給付等を得てきました。

慢性の腎不全に至るには以下のような病気があります。

- 1. 糖尿病性腎症
- 2. 慢性糸球体腎炎
- 3. ネフローゼ
- 4. 慢性腎盂腎炎
- 5. 腎硬化症
- 6. SLE(全身性紅斑性狼瘡)
- 7. 妊婦腎
- 8. その他の代謝性疾患
- 9. 先天的な腎臓の奇形、発育不全
- 10. その他(交通事故や災害のため腎臓に強度の圧迫や損傷を受けた場合など)

全国膠原病友の会 滋賀支部

設 立 年 月 日	昭和59年7月8日
主な疾病	全身性エリテマトーデス、強皮症、皮膚筋炎、混合性結合組織病、他
事 務 局	谷口 玲子
代 表 者 名	▼森 幸子
全国団体名	全国膠原病友の会
全国団体住所	
県内推定患者数	1,000名以上
発生患者の多い年代	20~40代
男女の比率	男:女=1:9
機関紙(誌)名	「膠原」、「明日への道」ブロック版、滋賀版
会 費 (年額)	4,200円(全国会費、ブロック費含む)

<全国膠原病友の会滋賀支部の活動>

膠原病に関する正しい知識を得て、より質の高い生活を願う人たちが集まっています。ひとりで悩んだり、心配したりすることのないように友の会があります。

医療講演・相談会を開催し、多くの膠原病専門医のご協力を得て、最新の医療情報をわかりやすくお届けしています。適切な治療を続け、自分の病気を正しく理解し、日常生活の注意点を守ることでコントロールすることができます。そのためには正しい情報が必要です。友の会では電話や手紙、メールなどによる情報をお届けし、さまざまな相談を受けています。

ミニ集会・運営委員会を開催しています。基本的には毎月第一土曜日、難病相談・支援センターのある、厚生会館 2 階で開催しています。病気についての学習や生活全般の情報交換の場であり仲間の出会いの場、交流の場となっています。どなたでも歓迎します。運営委員会は、友の会の運営について協議し、決定します。常に会員の皆さんからのご意見をお待ちしております。

お食事会を中心とした<u>交流会</u>を秋に行っています。同じ病気を持つ仲間がざっくばらんに語り、悩みを解消したり、生活の工夫を知ったり、楽しみ、生きがいを見つけていくきっかけになるでしょう。

機関誌は、本部、関西ブロック、滋賀支部から全部で年約10回発行され、お手元に送付されます。医療情報を始め、様々な情報を掲載しています。紙面を通して仲間の様子を知ることができます。

京都スモンの会 滋賀支部

設立年月日	昭和45年9月15日(滋賀支部=昭和47年6月3日)
主な疾病	SMON(薬害によるスモン)
事 務 局	₹ • FAX
代 表 者 名	中西 正弘
全国団体名	スモンの会全国連絡協議会
上部団体名	京都スモンの会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
県内推定患者数	124名(昭和50年厚生省特定疾患スモン研究班調べ)
患者の平均年令	76歳
男女の比率	男:女=1:8
機関紙(誌)名	「虹」月1回発行25日
会 費(年額)	10,000円
その他	会独自の福祉事業等の実施

*スモンとは

スモンとは、昭和30~40年代に腸整剤等に含まれていたキノホルム製剤によって引き起こされた世界に類のない薬害で、多数(4~5万人)の被害者がでました。

原因のまだわからなかった時代に患者さんの症状からつけられた医学用語の頭文字S(Subacute)亜急性、M(Myeio)脊髄、O(Optico)視神経、N(Neuropathy)末梢神経(障害)をとってSMONと名づけられました。

原因究明の段階でウイルス説がでたため、多数の自殺者がでたり「村八分」の状況が長年続き、軽症の被害者や職を持っていた人たちは潜在化して、被害者の正確な数は不明のままで、また会に結集した人はすべてではありませんでした。

一般に腹部症状(腹部激痛等)のあと、急性または亜急性に神経が侵されて、知覚障害・運動障害・ 自律神経・視神経等広範囲に障害が現れます。

これらの神経症状は難治性で障害の軽減はよほどのことがないかぎりありません。重症の人は失明したり、起立や歩行困難に陥り、失禁・脱便が屡々おこり患者のADLが著しく制限されます。比較的軽症の人でも激しい痺れ、痛み、蟻走感、冷感など主として下肢の異常知覚・自律神経障害・頑固な腹痛・便秘など今なお腹部症状に悩まされています。スモンは原因は究明されましたが治療法は確立していません。患者の高齢化とともにスモン本来の障害は当然として、それに伴って併発した合併症に悩まされているのが現状です。遺族会員が半数近くになってきています。

日本リウマチ友の会 滋賀支部

設立年月日	昭和59年9月16日
主な疾病	関節リウマチ
事 務 局	T
代 表 者 名	奥村ひさ子
全国団体名	御日本リウマチ友の会
現 在 会 員 数	190名余
賛 助 会	滋賀県下各病院内の先生方 25名 日本リウマチ学会登録医師 25名
会 費 (年額)	年額 4,000円 賛助会員 年額 8,000円

日本には約70万人のリウマチ患者がいます。リウマチは先ず関節が侵されますが、関節だけでなく全身病としてとらえることを強調しています。

原因はいまだ解っていませんが、慢性化するのが厄介で、免疫異常をどこで断ち切るかが解れば治療が進むと期待されています。遺伝の要素は直接的にはないようですが性質が親に似る様に素因は普通の方より多くあると考えた方がよいといわれています。完治するというわけにはいかないのですが普通の生活が出来る様にコントロールすることが大切です。関節の破壊は滑膜、軟骨、骨と進んでいきます。痛みを止めるだけでは関節の破壊は防げません。抗リウマチ剤として金注射を使うのも一つの方法といわれています。

*診断の方法

- ①朝のこわばりが15分以上1週間以上つづく
- ②三つ以上の関節がはれて痛い
- ③痛む関節が左右対称
- ④リウマチ因子が陽性
- ⑤レントゲン所見で骨麿燗や骨粗鬆症が見られる

全身症状としては、全身倦怠感、微熱、血小板増加、リンパ節膨脹、皮膚結晶紅斑リウマチ結節、皮膚の萎縮、出血がしやすくなることがあります。また、筋肉は筋萎縮、筋力低下、神経は手足のしびれなど末梢神経障害、頸椎にはめまい、頭痛などの神経症状、骨は骨粗鬆症、目はシェーグレン症の合併乾燥性結膜炎、心臓は心膜炎、弁膜炎、心筋梗塞、肺は肺繊維症、胸膜炎、腎臓はアミロイドーシスによる腎障害が起こることもあります。

(独日本リウマチ友の会は、1960年に誕生して以来、正しい知識を持って明るい療養生活を送るととも に同じ仲間が手をつなぐ輪を広げてきました。

療養指導誌「流」は、新しい医療情報とリウマチとうまく付き合うヒントや知恵にあふれた内容をお届けしています。明日に希望を持ってあなたもこの輪にお入りになりませんか。リウマチに負けないために。

全国筋無力症友の会 滋賀支部

設 立 年 月 日	昭和59年9月9日
主な疾病	重症筋無力症
代表者および事務局	雹 葛城 勝代
全国団体名	全国筋無力症友の会
全国団体住所	〒602-8143 京都市上京区堀川通丸太町下ル 京都社会福祉会館4F 京都難病団体連絡協議会内 ☎075-822-2691
発生患者の多い年代	一定しないが男30~50才代、女20~30才代
男女の比率	男:女=1:2
機関紙(誌)名	滋賀支部だより、全国ニュース
会 費 (年額)	4,500円(全国会費含む)

筋無力症とは

重症筋無力症(Myasthenia-Gravis)というのが病名です。脳から神経を伝って筋肉への運動の命令が伝わるのですが、この病気ではその神経と筋肉の結合部分に障害がおきて、筋肉が動かなくなります。その原因や詳しい仕組みはまだ完全に解明されていません。比較的古くから知られている病気ですが、最近はずい分と治療法がすすみ、呼吸困難で亡くなる人も殆どなく、働ける人も多くなりました。

症状は、まぶたが下がる。物が二重に見えるなどの眼症状、食べ物や水を飲みこめない、かむことができない、話せないなどの局部症状と手や足の脱力、呼吸がしにくくなるなどの全身症状があります。この病気は症状の変化が激しく、一日のなかでも変化し、また風邪や様々なストレスで悪化するなど、ゆだんのできない病気です。

友の会活動

全国友の会は昭和46年に結成され「病気の原因究明と治療の方法の早期確立」と「医療費の公費負担」を旗印に活動をすすめ、実現に大きく貢献してきました。また原因の分からない病気にかかったことによる不安も大きく、友の会では会員同士の経験の交流を通じて、お互いに励まし勇気づけあいをしています。

また、専門の医師の協力によって、病気の仕組みや治療についての学習も行い、よりよい療養生活の向上をめざしています。

私たちが経験した苦しみを味わう人が一人でも少なくなるようにと多くの人々を対象に医療講演会や 集団検診、相談会をひらき、病気の早期発見と孤独におちいらないための仲間づくりをめざしています。 福祉の制度も筋無力症には適用されないものも多く、治療と同時に生活の確保や将来の生活不安など 課題もたくさんあります。

私たちはその一つひとつをとりあげ筋無力症患者と家族の要望として、行政や一般社会の理解を求める活動を行っています。

京都へモフィリア友の会「洛友会」 滋賀へモフィリア友の会「湖友会」

設立年月日	昭和55年8月25日
主な疾病	血友病及び類縁疾患
事 務 局	₩.
代 表 者 名	佐野 竜介
全国団体名	全国へモフィリア友の会
全国団体住所	
県内推定患者数	36名
発生患者の多い年代	1~10才代
男女の比率	男:女=99.5:0.5
機関紙(誌)名	洛友会通信
会 費 (年額)	12,000円(全国会費含む)

血友病とは、血液凝固に必要な因子の欠損によって、いつも出血の危険にさらされ外傷、打撲、そして高頻度に起きる関節内出血による激痛、運動障害はいつも患者を悩ませています。さらに長期の反復出血により関節硬直や機能不全を招き、出血の不安と共に患者の日常、社会生活に重大な支障となっています。

治療…従来より止血治療として新鮮血の大量輸血しかありませんでしたが、ここ十数年医学の著しい 進歩により、人血漿中から欠損因子(第8、第9因子外)が分離され濃縮した乾燥抗血友病人グロブリン 製剤が使用されるようになりました。そのことで、早期止血、出血防止が可能となり患者の日常生活は 著しく改善されつつあります。

また、昭和58年2月より家庭治療の自己注射が厚生省より認可され医師の指導のもとで早期に治療できる事となり、夜間、休日等の心配もなくなりました。しかし重症の場合とか注射が出来ない患者は通院が必要です。

血友病は先天性といわれていますが突然変異も多く、男子人口1万人に約1名の発生でいまだ止血剤は あっても根治薬はなく、専門医師や医療機関も少ないため内出血による関節障害者も多くの問題を抱え ています。

全国組織としては、昭和42年に全国友の会が各地区会の有志によって設立され、2年毎に全国大会を開催し、機関誌として「全友」を発行しています。

課題と要望

- (1) 遺伝子工学の一層の進歩と経口薬の開発
- (2) 関節障害者自立のための就職促進
- (3) 内部疾患として身障者手帳の早期交付
- (4) 特別児童扶養手当の早期交付
- (5) 小児の指定医療機関の拡大

稀少難病の会 おおみ

設	立年月日	昭和59年12月20日
代	表者名	岩井 初美 ® FAX
事	8881-84-91 務 局	大島 晃司
入	会金金	1,000円
会	費(年額)	1,000円

県内にすむ難病患者は、その病気の原因も治療法も分からないと医師から聞かされ「どうして私がこんな病気にならなければならないのだろう…」と考え込んでしまいます。

国の指定する特定疾患にも認定されない病気も沢山あります。又病気故の偏見や差別にさらされ、大変苦しい闘病生活を余儀なくされている人も少なくありません。

そんな仲間が疾患の違いを越えて一つになって交流しようと出来たのが私たちの稀少難病の会「おおみ」です。医療講演会、交流会を開催したり、機関誌「おおみ」を年 4 回ほど発行、情報交換などにより、難病患者がより良い日常生活が送れるよう励まし合い助け合っています。

現在(2005年3月)20種類の疾患、160人あまりの会員で構成されています。会員の病名を紹介したい と思います。

◇神経系疾患◇

パーキンソン病、脊髄小脳変性症、後縦靭帯骨化症、サルコイドーシス、末梢神経破損症、筋萎縮性側索硬化症、多発性硬化症、筋ジストロフィー、広範脊柱管狭窄症、脊髄性進行性筋萎縮症、レクリングハウゼン病、ベーチェット病

◇消化器系疾患◇

潰瘍性大腸炎、クローン病、非特異的多発性小腸潰瘍症

◇血液系疾患◇

再生不良性貧血、特発性血小板減少性紫斑病・サラセミアヘテロ接合体

◇その他の疾患◇

原発性肺高血圧症、類上皮血管内皮腫、眼球振とう

病気の原因究明と治療法の確立は勿論私たちの願いです。上部組織、滋賀県難病連絡協議会と共に国にも働きかけていきますが、病気を抱えながら、どうしたら日々の生活を楽しく送れるか、私たちと共に話し合っていきましょう。

社団法人日本オストミー協会 滋賀支部

設立年月日	昭和63年6月25日
主な疾病	人工肛門、人工膀胱、オストメイト
事 808 務 888 局	₹
代 表 者 名	大矢 進
全 国 団 体 名	社団法人 日本オストミー協会
全国団体住所	
県内推定患者数	約2,000名
発生患者の多い年代	25~75才
男女の比率	男:女=6:4
機関紙(誌)名	日本オストミー協会会報
会 費 (年額)	3,600円 (本部会費含む)

<日本オストミー協会滋賀支部 (略称: JOA)>

私達は(人工肛門・人工膀胱)保有者が人にも話せない障害を乗り越えて、生きる希望と勇気を持ち心身ともに立ち直って頂くことを願って生活しています。当支部は、昭和46年に同憂者が助け合い励まし合って行こうと、京都府及び滋賀県のオストメイトが集まって京滋互療会を結成して以来、オイトメイトの幸せを求めて活動の輪を広げ、昭和63年に至り滋賀互療会として分離独立し、発展して参りました。

その後、平成元年に社団法人日本オストミー協会滋賀県支部として新たに発足し、現在は滋賀県身体障害者福祉協会に加盟して、市町村更生会50団体と共に、障害者福祉の向上を目指して活動を続けています。 <会の目的>

人工肛門・人工膀胱に関する正しい知識の普及・啓蒙、オストメイト等、直腸または機能障害を有する者、及びその家族に対する療養指導、オストメイトの社会復帰に関する調査研究を行うことによりオストメイト等及びその家族の福祉の増進に寄与することを目的とする。(定款3条)

<会の活動>

オストメイトの持つ特有の悩み、苦しみ、焦り、失望等から心身共に立ち直って頂くことを目的として 精神面でのケアー、励まし助け合い、同憂者の心のふれあいと大腸癌予防啓発活動等を行っています。当 協会の相談活動は厚生省の委託事業となっており、制度的には、湖東・湖北・湖南のブロックに分かれて いますが、月例相談会は県下全域を対象として実施されます。(予約制)

内容的には、福祉制度や社会保障について、ET(ストーマ療法士)を迎え、ストーマケアー指導・相談・体験指導、日常生活ケアー等々、多岐にわたります。

<その他>

滋賀県においては居住する市町村によって補装具の補助金制度にばらつきがあり、相談活動を困難にしています。又、ストーマは一般のトイレ使用が不都合なため「障害者用」を利用します。「障害者用トイレ」の使用については近年浮上している問題です。

社団法人日本てんかん協会 滋賀県支部

設 立 年 月 日	1989年11月19日
主な疾病	てんかん
事 務 局	ঊ' ☎/FAX
代 表 者 名	中村建(支部代表)
全 国 団 体 名	社団法人日本てんかん協会
全国団体住所	〒162-0051 東京都新宿区早稲田2-2-28 全国財団ビル5F ☎03-3202-5661
県内推定患者数	約1万3千人
発生患者の多い年代	0才~15才 03 四世 1995 07 20 中 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
男女の比率	男:女=1:1
機関紙(誌)名	LaKe(支部機関紙)(全国機関紙「波」)
会 費 (年額)	7,200円(全国会費含む)

1. 「てんかん」とは

てんかんは脳の中で電気的な嵐が起こり、その嵐が発作となって現れる脳の病気です。脳の中での嵐が起きる場所によって、特定の場所で起きるときは「部分てんかん」、脳全体の波及するときは、「全般てんかん」と言われます。

てんかんと言う病名は病気を表し、てんかんの発作は症状を示します。風邪という病名に、発熱する、 咳が出る、鼻ぐすぐすと言った症状があるのと同じです。

残念ながら、なぜ脳の中で電気的な嵐が起きるのかは十分に解明されていませんが、遺伝や伝染病が 原因ではありません。てんかんについての正しい理解が広がることを願っています。

2. てんかんの診断と治療

今日のてんかんに関する診断技術の進歩はCT、MRI、脳磁図など脳波と併せての検査が発展し、 的確な診断が行えるようになっています。

治療につきましても、抗てんかん薬が中心ですが、新しい薬の開発、外科手術などにより、8割の方が 服用しながらの普段の生活が可能です。結婚したり出産しておられる方も多数おられます。

重要なことは、てんかん専門医による的確な診断と治療をてんかんに悩む方々に受けていただくこと だと考えています。

3. 私たちの願いと活動

てんかん協会は、てんかんに悩む患者本人と家族、特に子どもの親が中心になって作り、活動してきた団体ですが、多くの医師・学校の先生・施設の指導員などの専門職やボランティアが加わってくださり、市民運動団体としての幅広い会員構成と活動が特徴です。

相談活動や医療講演会などのほか、新しい抗てんかん薬が使えるよう「創薬ボランティア活動」も行っています。

全国各地でも、てんかんの人の作業所が開設される活動が進んでいます。

てんかんに悩む患者の福祉向上のため、ぜひ、御支援ください。

全国パーキンソン病友の会 滋賀県支部

設立年月日	平成18年12月9日
主な疾病	パーキンソン病
事 務 局	⊕
代 表 者 名	原山 紘一
全国団体名	全国パーキンソン病友の会
全国団体住所	〒 165-0026 東京都中野区新井三丁目1−11B−1
県内推定患者数	1,037人
発生患者の多い年代	発症年齢のピークは、50歳台後半から60歳台
男女の比率	男女同数
機関紙(誌)名	「全国パーキンソン病友の会会報」・「全国パーキンソン病友の会滋賀支部会報」
会 費 (年額)	会費4,000円

パーキンソン病とは

パーキンソン病は頭脳(中脳)の黒質という部分の神経細胞が変性・消失することによって、神経細胞から出ているドーパミンという神経伝達物質が減少することからさまざまな症状が現れる病気です。その主な症状は、振戦(ふるえ)・筋固縮(筋肉のこわばり)・無動(動きにくい)・姿勢反射障害(倒れやすい)、の4つです。このように症状が現れるメカニズムについてはだいたい分かっていますが、なぜ黒質の神経細胞が変性・消失するのかについてのはっきりした原因については未だ分かっていません。従ってパーキンソン病は現時点では完治をめざす抜本的な治療法も未だ確立されておらず、症状の進行をくい止めることも困難な神経性の難病です。

パーキンソン病の患者数は、現在全国ではおよそ15万人(数字は推定)、つまり1,000人に1人(50歳以上では100人に1人)くらいの割合になっており、全国的にその数は年々増加の傾向にあります。

パーキンソン病友の会の活動について

全国パーキンソン病友の会滋賀県支部(略称「JPDしが」)は、平成18年12月9日全国組織の都道府県単位の一加盟団体(支部)としてとして、また県内各地域のパーキンソン病患者とその家族が県全体でまとまって活動していくサークルとして、結成されました。

≪活動計画≫

- 1、支部独自の活動
 - (1) 各種の交流会やレクレーションの実施 会員相互の交流、パーキンソン病以外の難病患者(その団体)との交流等
- (2) 各種の学習会の実施 医療講演会、リハビリ講習会〈講演・相談・実技指導等〉
- (3) 支部会報の発行(年3~4回)
- (4) 支部の紹介・PRや会員増大の取り組み
- 2、全国組織関連の活動

国会請願及びその署名・募金の活動、全国組織の定期総会・大会参加、全国組織の会報誌の(会員宛)配布・発送等

3、他の難病関係団体との連携・協力の活動 NPO法人滋賀県難病連絡協議会・滋賀県難病相談支援センター等の主催(又はそれらの団体との共催)の 講演会や相談会・交流会への参加

日本ALS協会 滋賀県支部

設 立 年 月 日	平成19年3月3日		
主な疾病	筋萎縮性側索硬化症(ALS)		
事 務 局	☆ 〉 ☆ 〉 〉 〉 〉 〉 〉 〉		
代 表 者 名	前田 重一		
全国団体名	日本ALS協会		
全国団体住所			
県内推定患者数	82名(平成18年度 特定疾患医療受給者証交付件数)		
発生患者の多い年代	発症年齢平均65歳程度		
男 女 の 比 率	男:女≒2:1		
機関紙(誌)名	全国:「SSK JALSA」、滋賀:「KTK日本ALS協会滋賀県支部便り」		
会 費(年額)	正会員4,000円(全国会費含む)、賛助会員4,000円(一口)		
滋賀県支部会員数	平成19年5月11日現在 33名(賛助会員含む)		

筋萎縮性側索硬化症(amyotrophic lateral sclerosis:ALS)とは、手足・喉・舌の筋肉がだんだんやせて 力がなくなっていく病気です。しかし、筋肉そのものの病気ではなく、筋肉を動かし、かつ栄養してい る運動神経細胞が死んでしまうために筋肉がやせて力が弱くなっていくのです。 1 年間で新たにこの病 気にかかる人は人口10万人当たり約1人です。原因は不明です。多くの場合は遺伝しませんが、5~10 %は遺伝することが分かっています。症状は多くの場合、手指の使いにくさや肘から先の筋肉のやせで 始まります。話しにくい、食べ物が飲み込みにくいという症状ではじまることもあります。いずれの場 合でも、やがては全身の筋肉がやせて力が入らなくなり、歩けなくなって最後は寝たきりとなり、水や 食べ物の飲み込みもできなくなります。一般に進行しても感覚や知能は侵されにくく、眼球運動障害や 失禁もみられにくい病気です。この病気は常に進行性で、一度この病気にかかりますと症状が軽くなる と言うことはありません。体のどの部分の筋肉から始まってもやがては全身の筋肉が侵され、最後は呼 吸筋も働かなくなって呼吸不全となり、人工呼吸器を利用しないと呼吸できない状況になります。日本 では約3割の患者さんは人工呼吸器を選択されています。環境制御装置や意思伝達装置を使ってQOLを 向上することが可能です。しかし、在宅療養については、家族が24時間体制で介護を行っているなど、 患者・家族の負担が大きくなっており、その負担の軽減を図るために患者会は国や滋賀県、市町に療養環 境改善の要望をしています。この病気の告知を医師から受けられると、多くの患者・家族は大きなショッ クを受けます。まずそのときには、お住まいの近くの保健所で相談してください。保健所には難病担当 の保健師さんがおられます。また、入院確保に関しては、滋賀県難病医療ネットワーク協議会がありま す。そのほか滋賀県難病相談・支援センターもあります。一人で悩まないで、まずご相談してください。 (各相談機関の連絡先は本機関誌の末尾に書かれています。この文章は「難病情報センター」と「難病患 者等ホームヘルパー養成研修テキスト」、「日本ALS協会滋賀県支部総会議案書」を参考に作成しました。)

難病に関する情報について

滋賀県保健所一覧

名	称	Ŧ	所 在 地	電話	FAX
大	津	520-0801	大津市におの浜四丁目4-5	077 (522) 6755	077 (525) 6161
草	津	525-8525	草津市草津三丁目14-75	077 (562) 3526	077 (562) 3533
甲	賀	528-8511	甲賀市水口町水口6200	0748 (63) 6111	0748(63)6142
東近	江	527-0023	東近江市緑町8-22	0748(22)1253	0748(22)1617
彦	根	522-0039	彦根市和田町41	0749(22)1770	0749(26)7540
長	浜	526-0033	長浜市平方町1152-2	0749(62)4170	0749 (63) 2989
高	島	520-1621	高島市今津町今津448-45	0740(22)2525	0740(22)5693
滋賀	県優	建康福祉部	ß 健 康 推 進 課	077 (52	8)3619

◎滋賀県難病医療ネットワーク協議会

TEL•FAX 077-526-8351

E-mail nanbyo-nw@mx.scn.tv

HP http://www.scn.tv/user/nanbyo-nw/index.htm

◎滋賀県難病相談・支援センター

TEL•FAX 077-526-0171 FAX 077-526-0172

E-mail sigananbyo@ex.biwa.ne.jp

◎難病情報センター (財)難病医学研究財団

HP http://www.nanbyou.or.jp/

TEL 03-5996-7214 (メニューガイダンスに従って利用)

滋賀県難病医療拠点病院

病院名	Ŧ	所 在 地	電話
大津赤十字病院	520-8511	大津市長等1丁目1-35	077(522)4131
大津市民病院	520-0804	大津市本宮2丁目9-9	077(522)4607
滋賀医科大学医学部附属病院	520-2192	大津市瀬田月輪町	077(548)2111
滋賀県立成人病センター	524-8524	守山市守山5丁目4-30	077(582)5031
国立病院機構紫香楽病院	529-1803	甲賀市信楽町997	0748(83)0101
近江八幡市立総合医療センター	523-0082	近江八幡市土田町1397	0748(33)3151
彦根市立病院	522-8539	彦根市八坂町1882	0749(22)6050
長浜赤十字病院	526-8585	長浜市宮前町14-7	0749(63)2111
市立長浜病院	526-8580	長浜市大戌亥町313	0749(68)2300
公立高島総合病院	520-1121	高島市勝野1667	0740(36)0220

お寄せいただいたご好意に感謝申し上げます

財団法人滋賀県民間福祉振興財団より助成金

財団法人滋賀県民間福祉振興財団は、平成6年6月15日滋賀県遊技業協同組合からの寄付を基本財産として、民間福祉従事者の養成と資質の向上や民間福祉関係団体の活動強化に資するための助成事業を目的に設立されました。毎年県内の民間福祉活動に助成をされています。

NPO法人滋賀県難病連絡協議会は設立当初から助成を受け、その資金は当協議会をは じめ加盟団体の活動資金として、難病相談会や医療講演、機関誌の発行などに使わせて頂 いています。当協議会や各加盟団体にとって会費とともになくてはならない貴重な活動資 金となっています。

機関誌「しがなんれん」は赤い羽根共同募金の配分を受けています

NPO法人滋賀県難病連絡協議会が発行する機関誌「しがなんれん」は毎号滋賀県共同募金会から助成を受けて発行しています。共同募金の伸び悩みの傾向から、助成金額も厳しいものとなっています。しかし、この助成をいただけることで多くの難病患者さんや関係団体機関の皆様に難病についての情報をお伝えすることができています。心から感謝申し上げます。



難病患者の作業所「しがなんれん作業所」にお寄せいただいている 物心両面のご支援に心から感謝申し上げます

県下唯一の難病患者の作業所が栗東市にできて早5年になります。準備段階から今日に至るまで、滋賀県をはじめ地元栗東市、守山市、野洲市、草津市の各自治体はもとより、お仕事を頂いている企業のみなさま、民生委員さんやボランティアのあたたかい励ましやご指導によりここまで歩んでくることができました。心からお礼を申し上げます。引き続きご指導ご協力をよろしくお願い申し上げます。

難病患者の患者会にご支援を

NPO法人滋賀県難病連絡協議会は昭和59(1984)年9月9日難病の患者会6疾病団体565名で誕生しました。平成20(2008)年1月1日現在12団体2280名になりました。この間、滋賀県をはじめ多くの県民の皆様のご支援とご協力のおかげで今日まで活動を続けることが出来ました。ありがとうございました。感謝申し上げます。

今日、NPO法人滋賀県難病連絡協議会は活動の危機を迎えております。一つは、財政の問題です。 これまで滋賀県から支援いただいていた補助金がなくなり、患者の会費だけでは事務所の維持経費が 賄えなくなってきました。二つには、役員の高齢化です。24年間の歳月は次代を担う人材を求めてい ます。

この課題克服のための支援のお願いです。一つは、賛助会員になっていただきたいのです。年会費10千円で財政的支援をお願いしたいのです。(郵便振替:口座番号00990-6-147475・加入者名 滋賀県難病連絡協議会)二つには、日常の活動にお力をお借りしたいのです。難病患者の作業所「しがなんれん作業所」の送迎ボランティアや滋賀難病連の事務所(大津市京町四丁目3-28 滋賀県厚生会館2F)でパソコン、書類整理、電話の応対などのボランティアのお願いです。この他、療養環境改善に向けた署名活動をしています。お力をお寄せください。お願いします。(問い合わせ先:NPO法人滋賀県難病連絡協議会 077-510-0703)

修

ご相談は

滋賀県難病相談・支援センター

時 間 月曜日~金曜日 10:00~16:00

T E L 077-526-0171

F A X 077-526-0172

メールアドレス shigananbyo@ex.biwa.jp

しがなんれん作業所

場 所 〒520-3013 栗東市目川1070番地 (シャトルハルタ104号)

TEL&FAX 077-552-8197

メールアドレス shigananrenwork@ybb.ne.jp

しがなんれん は



赤い羽根共同募金の配分を受けています。 県民のみなさまのご厚情に感謝申し上げます。

編 集 NPO法人 滋賀県難病連絡協議会

事務局 〒520-0044 大津市京町四丁目 3 - 2 8 滋賀県厚生会館別館 2 階

TEL・FAX 077 (510) 0 7 0 3 メールアドレス: siga-nanren@kvd.biglobe.ne.jp